

鹿児島県犯罪被害者等支援計画に基づく各部局の取組結果(計画の施策別)

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第1 支援等のための 体制整備への取組み	1 総合支援体制の整備	(1) 市町村への情報提供, 助言及び連携等 ア 市町村への情報提供, 助言及び連携等	くらし共生協働課	市町村において, 犯罪被害者等支援に関する施策を適切かつ円滑に推進できるよう必要な情報の提供, 助言等の支援を行います。また, 市町村等と連携して, 多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応じた支援の推進に努めます。	年間を通じ, 内閣府, 警察庁等からの犯罪被害者等支援に関する施策等の情報について, 各市町村へ提供し, 情報共有に努めた。
		イ 「市町村犯罪被害者等施策主管課担当者等会議」の開催	くらし共生協働課 警察本部	市町村の犯罪被害者等支援担当者を対象とした「市町村犯罪被害者等施策主管課担当者等会議」を開催し, 連携・協力による犯罪被害者等支援が必要な事案に対応できるよう, 各種情報提供及び研修等の実施に努めます。	・令和5年11月24日, 各市町村に対する犯罪被害者等施策主管課担当者会議(オンライン)を開催し, 犯罪被害者等の現状等について情報提供を実施した。 ・令和5年11月24日に, 県が主催した市町村担当者に対する犯罪被害者等施策主管課担当者会議(オンライン開催)に参加し, 犯罪被害者等の現状, 犯罪被害者等支援条例の必要性, 警察における被害者支援等について講話を実施した。
		(2) 「鹿児島県犯罪被害者等支援庁内連絡会議」の開催	くらし共生協働課	庁内関係部局により構成する「鹿児島県犯罪被害者等支援庁内連絡会議」を開催し, 関係部局が相互に連携・協力して, 犯罪被害者等支援の総合的かつ効果的な推進を図り, 途切れることのない支援に努めます。	令和6年1月に書面にて犯罪被害者等支援庁内連絡会議を開催し, 犯罪被害者等に必要な支援が行えるよう対処能力の向上に努めた。
		(3) 鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会や警察署被害者支援ネットワーク等の運用	くらし共生協働課 警察本部	・鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会及び各警察署単位で設置している被害者支援ネットワークなどの開催を通じて, 犯罪被害者等の置かれている立場への理解を深めるための研修や具体的事例を想定した実践的なシミュレーション訓練を実施するなど, 事案への対応能力の向上を図ります。 ・犯罪被害者等支援に携わる関係機関等との定期的な会議を開催し, 活動状況等の情報共有や意見交換会等を実施するなど, 犯罪被害者等支援を担当する職員等の意識の向上を図ります。	・令和5年4月28日に鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会幹事会, 令和5年6月6日に鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会総会を開催し, 各会員との連携を強化した。 ・県下警察署において, 被害者支援ネットワーク会議を開催し, 事案を想定したシミュレーション訓練を実施するなど, 関係機関・団体との連携を強化した。 ・令和5年4月26日, 9月27日及び12月22日に犯罪被害者等支援に係る関係機関との会議に出席し, 事案を想定したシミュレーション訓練を実施するなど, 関係機関等と情報共有や意見交換を実施した。
		(4) 緊急支援態勢の整備	くらし共生協働課 警察本部	・犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他重大な事案が発生した場合には, 関係機関等が相互に連携・協力して, 当該事案に対応するための支援の態勢を整え, 必要な緊急の支援を実施します。また, 県において, 県と市町村の関係部局等における窓口担当者相互の連絡体制整備に努めます。 ・事案発生時に迅速・確実に対応できるよう, 県警察において具体的事例を想定した実践的シミュレーション訓練等を実施します。 ・犯罪被害者等支援についての相談対応や情報提供, 適切な関係機関・団体への橋渡しなど, 犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の育成を支援するため, 鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会において, 「公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センター」(以下「被害者支援センター」という。)の支援活動員を交えた, 死傷者が多数に及ぶ事案等の具体的事例を想定した犯罪被害者等支援に関する研修を行います。	・関係機関・団体において, 犯罪被害者等支援活動を円滑に行うために策定した「死傷者多数等の重大事案発生時の犯罪被害者等支援体制～会員相互のガイドライン」を見直し, 緊急時に即時対応できる体制を整備した。 ・鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会において, 死傷者多数事案発生時における関係機関・団体の連携の必要性等に係る講演会を開催した。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第1 支援等のための体制整備への取組み	2 相談及び情報の提供等	(1) 県犯罪被害者等支援総合窓口における対応の充実	くらし共生協働課	・「県犯罪被害者等支援総合窓口」(以下「県総合窓口」という。)において、相談対応を実施するとともに、相談内容に応じ、個別相談窓口や各種施策の案内を実施します。また、各種相談窓口について県ホームページ等により情報の提供に努めます。 ・県総合窓口において、庁内関係部局との連携・協力により、専門職員(精神科医、保健師、臨床心理士や公認心理師等)が配置された相談窓口の案内を行います。 ・国の主催する犯罪被害者等支援研修に参加するなど、職員の知識・技能の習得や情報収集に努めます。	・県の総合的対応窓口として、ホームページにおける広報活動に加え、各種犯罪被害者等支援への理解の増進に関するイベント等において、総合的対応窓口の周知に努めた。 ・令和5年度の県総合窓口での相談受理件数は9件。
		(2) ワンストップ支援センターの相談受理体制の機能強化 ア 県における性犯罪・性暴力被害者支援への取組の促進	くらし共生協働課	・性犯罪・性暴力(以下「性犯罪等」という。)被害者のためのワンストップ支援センターである「性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称「FLOWER」(フラワー))」(以下「FLOWER」という。)の相談拠点における国の夜間休日コールセンターと連携した相談受理体制の機能強化に努めるほか、「FLOWER」の相談電話「#8891(全国共通短縮ダイヤル)」の周知を図ります。 ・様々な性犯罪等被害者への適切な対応や支援が行うことができるよう、対応能力の向上に努めます。	・「FLOWER」において、電話・面接相談、付添、情報提供などの支援を行うとともに、関係機関・団体等と連携し、医療・法律相談などの必要な支援を実施した。 - また、国が設置した夜間休日対応コールセンターと連携し、「FLOWER」の運営時間外における電話相談の対応を実施した。 - 令和5年度、「FLOWER」の相談受理件数863件。 ・各種キャンペーン、イベント等において、「FLOWER」の周知広報活動を実施した。
		イ 性犯罪等被害者等に対する産婦人科等医療機関と連携した支援	くらし共生協働課	・「FLOWER」を活用し、性犯罪等被害者に対し、産婦人科等医療機関と連携した緊急避妊等の必要な支援を行います。 ・県産婦人科医会等とともに定期的な情報交換等を行い、支援の充実に努めます。	「FLOWER」において、性犯罪等被害者に対し、産婦人科医院と連携した支援を実施した。
		ウ 性犯罪等被害者対応における看護師等の育成等	くらし共生協働課	県産婦人科医会や医療機関に対し、性犯罪等被害者支援の知識・技能を習得した看護師等の育成や支援について協力依頼を行います。	国からの性犯罪等被害者支援に関する情報等を県産婦人科医会を通じて、医療機関に情報提供を実施した。
		(3) 被害児童等への対応の充実 ア スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用	義務教育課 高校教育課 学事法制課	・被害児童生徒及びその保護者の相談等については、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。 ・「スクールカウンセラー配置事業」、「スクールソーシャルワーカー活用事業」等のほか、教育庁に配置しているスクールカウンセラースーパーバイザーの派遣等、必要に応じて対応できる体制の充実に努めます。 ・私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など、相談体制の充実に努められるよう必要な情報提供等に努めます。	・令和5年度、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象に連絡協議会を各1回、また、合同の研修会を1回実施し、連携の在り方等について協議するとともに資質の向上を図った。 ・私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など相談体制の充実に努められるよう必要な情報提供等に努めた。
		イ 「FLOWER」の広報啓発	くらし共生協働課	「FLOWER」について、教育委員会等を通じて児童生徒及びその保護者に窓口や各種支援施策等の周知を図ります。	「FLOWER」の広報啓発リーフレットを作成し、各小中学校等に配布し、周知広報を実施した。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第1 支援等のための体制整備への取組み	2 相談及び情報の提供等	(4) 警察における相談体制の充実等 ア 相談体制の充実等	警 察 本 部	全国統一の警察相談専用電話「#9110」のほか、性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」, 少年相談に関する相談窓口等の設置, 性犯罪相談窓口への女性警察職員の配置, 交通事故被害者からの適切な相談受理等の相談体制の充実を図ります。	・警察相談専用電話「#9110」を受理する警察安全相談センターにおいては、相談者の心情に寄り添った相談対応に努めるとともに警察本部と警察署等の連携を図った。 ・性犯罪被害相談電話「#8103(ハートさん)」を設置し、執務時間内は、女性警察職員を配置し、執務時間外は当直勤務中の職員が対応するなどして、24時間体制を執り、相談者の希望に応じた性別の職員が対応するなど、被害者の心情に配慮した相談対応を実施した。 ・令和5年12月末現在、各警察署に複数人配置となるよう228人の女性警察官を配置し、相談窓口の体制確立に努めた。 ・少年相談に関しては、少年補導職員が中心となって、ヤングテレホン・ヤングメールによる相談対応を実施した。 ・交通に係る重大、特異事故発生時は、被害者支援連絡官等が捜査に従事する職員に指導・助言を行い、警察本部と警察署等の連携を図った。
		イ 性犯罪被害相談の適切な対応等	警 察 本 部	・性犯罪被害相談については、相談者の希望する性別の職員が適切に対応します。 ・犯罪被害者等の心情に十分配慮し、被害回復、被害拡大防止等に関する情報提供、防犯指導、犯罪被害者等からの警察に対する要望・相談の聴取を行うなど、地域警察官による犯罪被害者等への訪問・連絡活動を推進します。	・相談受理に際しては、相談者に対し、希望する対応職員の性別について確認したほか、男性職員しか対応できない場合には、その承諾を得るなど、被害者の心情に配慮した相談対応を実施した。 ・警察署に「性犯罪被害者の手引」を配備し、相談窓口、各種支援体制の情報提供を図った。
		(5) 被害少年等が相談しやすい環境の整備	警 察 本 部	被害少年が早期に適切な支援を受けることができるよう、警察のウェブサイトやSNS等への相談窓口の掲載のほか、非行防止教室等の様々な機会を活用するなどして周知・広報を図るとともに、少年相談室の整備、少年相談専用電話のフリーダイヤル化等、被害少年等が相談しやすい環境の整備を図ります。	・学校や関係機関等に対して、少年サポートセンターのリーフレットを配布した。 ・県内の中学校に入学する新一年生全員にヤングテレホン・ヤングメールの情報を掲載した名刺サイズのサポートカードを配布した。 ・FMラジオ番組において、少年サポートセンターの相談窓口について広報を実施した。 ・小・中学校等で非行防止教室等を実施した際に、少年サポートセンター(ヤングテレホン・ヤングメール)の相談窓口を紹介した。
		(6) 指定被害者支援要員制度の適切な運用	警 察 本 部	被害者支援要員として指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等に対して、付添い、指導、助言、情報提供等を行うほか、被害者支援センター等の関係機関・団体の紹介を行うなど、指定被害者支援要員制度を適切に運用します。 また、警察職員に対する研修、教育等の充実に努めます。	・被害者支援活動が必要とされる事案が発生した際は、あらかじめ指定した被害者支援要員を運用し、適切な被害者支援活動を実施した。 ・警察職員に対する被害者支援研修会の開催、警察学校における各種専科教養及び採用時教養等を通じて、警察職員の知識・技能の向上を図った。
		(7) 交通事故相談所の設置	くらし共生協働課	県交通事故相談所において、交通事故被害者に対する損害賠償問題等の相談への適切な対応及び関係機関・団体の紹介・あっせんを行います。	交通事故相談所において、損害賠償問題等の相談への適切な対応及び関係機関・団体の紹介・あっせん等を行った。令和5年度、大隅地域振興局で出張相談を5回実施した。 なお、令和5年度の相談件数は267件であった。
		(8) 県における配偶者等からの暴力防止のための関係機関の連携	男 女 共 同 参 画 室	配偶者等からの暴力(以下「DV」という。)事案の防止及びDV被害者の保護のために、配偶者等からの暴力対策会議を開催し、関係機関によるネットワークの構築を図ります。	令和5年11月24日、配偶者等からの暴力対策会議を開催し、関係機関・団体等と情報交換を行い、連携を図った。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第1 支援等のための体制整備への取組み	2 相談及び情報の提供等	(9) 配偶者暴力相談支援センターの機能充実	男 女 共 同 参 画 室	配偶者暴力相談支援センターやその他の相談窓口について、県ホームページに掲載し、相談者が希望の窓口へアクセスしやすくなることを図るなど、利便性の向上に努めます。	・県のホームページ等において、配偶者暴力相談支援センターをはじめ、DVの相談窓口の周知を図った。 ・令和5年度中の配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数は2,199件。
		(10) ストーカー事案、DV事案への適切な対応	警 察 本 部	・ストーカー事案やDV事案等については、被害者の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応を推進します。 ・関係機関・団体と平素から事案対応のための連携体制の強化を図ります。	・被害者の安全確保を最優先に、加害者の積極的な検挙、口頭指導等の措置を図り、再被害防止や重大事案への発展防止に努めた。 ・DV・ストーカー等の相談を受理する関係機関との情報共有及び連携強化を目的とした連絡会議を開催した。 ・関係機関主催の研修会等に参加し、連携体制の強化を図った。 ・新規相談受理件数(令和5年度中) - ストーカー 407件 - DV 295件 ・検挙等件数 - ストーカー 検挙66件 - 禁止命令64件, 法警告1件 - DV 検挙31件, 保護命令23件
		(11) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動 ア 被害児童等に対する適切な対応ができる相談体制の充実	義 務 教 育 課 高 校 教 育 課	・被害児童生徒及びその保護者の相談等については、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。 ・24時間対応する「かごしま教育ホットライン24」、SNSによる相談・通報窓口や県総合教育センターなどの相談機関の周知を図ります。	・令和5年度、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象に連絡協議会を各1回、また、合同の研修会を1回実施し、連携の在り方等について協議するとともに資質の向上を図った。 ・夜間・休日を含めて24時間いつでも相談できる体制を整備することにより、いじめ問題や不登校等への早期対応を図った。 - なお、令和5年度の相談件数は、「かごしま教育ホットライン24」が2,937件、「SNSによる相談・通報事業」が相談311件、通報56件であった。
		イ 学校教育における情報モラル教育の推進	義 務 教 育 課 高 校 教 育 課	学習指導要綱に基づき、情報モラル教育が着実に実施されるよう指導するとともに、情報モラル教育に関する研修の充実を図るなど、教職員の資質向上と意識の高揚に努めます。	・学校における教育活動全体(授業、講演会等)を通じて、ネットいじめや不適切な動画の拡散、ネット犯罪の防止などについて指導するとともに、総合教育センターにおける教職員研修の充実を図り、教職員の資質向上を図った。
		ウ SNSを含むインターネット上の誹謗中傷を行わないための人権教育の推進	人 権 同 和 教 育 課	人権教育を推進する教職員の資質向上を図り、児童生徒が人権意識をもってSNSを含むインターネットを利用することができるよう、人権教育に係る各種研修会等の実施など、人権教育の充実に努めます。	・学校からの要請に応じて、令和4年度版の人権教育研修資料に掲載している「インターネットと人権侵害」の資料を活用し、教職員の理解促進を図った。 ・本課ホームページに「インターネットと人権侵害」に係るデジタル研修教材を掲載し、校内研修等で活用するよう指導している。 ・学校では、「インターネットによる人権侵害」について教職員が校内研修(85.2%)で取り組んだり、児童生徒が学習(85.7%)したりしている。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第1 支援等のための体制整備への取組み	2 相談及び情報の提供等	エ 人権意識をもったインターネット利用の啓発活動の推進	人権同和対策課	県民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉などの人権に関する正しい理解と認識を深め、人権意識をもってインターネットを利用することができるよう、関係機関と連携して啓発活動を積極的に推進します。	県民に様々な人権問題に関する認識や理解を深めてもらうため、人権啓発パンフレットを作成した。(9,000部) また、人権啓発ポスターを作成し、行政機関、学校、企業等に配布し、啓発活動を推進した。(2,900枚)
		オ インターネット上での人権侵害行為への対応	人権同和対策課	インターネット上での人権を侵害する書き込みや性的画像の掲出等については、関係機関と連携・協力し、削除要請等の対応を行います。	担当職員による、掲示板等における個人情報の掲載や誹謗中傷の書き込みについてモニタリングを実施した。(2件削除要請)
		(12)生活困窮者自立支援制度の実施機関における犯罪被害者等に対する相談体制の充実	社会福祉課	生活困窮者自立支援制度の実施機関において、生活に困窮している犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めます。	生活困窮者自立支援制度の実施機関において、生活に困窮している犯罪被害者等からの相談に適切に対応できるよう体制の充実に努めた。
		(13)認知機能が不十分な高齢者等に対する法的支援の周知	高齢者生き生き推進課	県ホームページ上において、認知機能が不十分な高齢者や障害者に対する法的支援を行う日本司法支援センター(法テラス)の業務について県民への周知を図ります。	ホームページにおいて、日本司法支援センター(法テラス)の業務について周知を図った。
		(14)学校内における連携及び相談体制の充実 ア 被害児童等に対する適切な対応ができる相談体制の充実	義務教育課 高校教育課 学事法制課	・被害児童生徒及びその保護者の相談等については、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。 ・24時間対応する「かごしま教育ホットライン24」、SNSによる相談・通報窓口や県総合教育センターなどの相談機関の周知を図ります。 ・私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など、相談体制の充実について情報提供等を行います。	・令和5年度、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを対象に連絡協議会を各1回、また、合同の研修会を1回実施し、連携の在り方等について協議するとともに資質の向上を図った。 ・夜間・休日を含めて24時間いつでも相談できる体制を整備することにより、いじめ問題や不登校等への早期対応を図った。 なお、令和5年度の相談件数は、「かごしま教育ホットライン24」が2,937件、「SNSによる相談・通報事業」が相談311件、通報56件であった。 ・私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など相談体制の充実が図られるよう必要な情報提供等に努めた。
		イ 学校における相談対応能力の向上等	義務教育課 高校教育課	総合教育センターにおいて、「子供の明日を拓く生徒指導チーム体制構築プログラム」を実施し、カウンセリングマインドを活かした児童生徒への理解及び教職員の実践的指導力の向上を図ります。	いじめや不登校等生徒指導上の諸課題に係る13講座を実施し、教職員の資質向上や学校・家庭・専門家・関係機関が一体となった体制構築を図った。
		(15)教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実 ア 児童等が被害者となる事案が発生した場合の連携・協力及び当該児童生徒等への対応	義務教育課 高校教育課	・教育委員会や関係機関との連絡会を活用して、定期的な情報交換を行うよう指導助言を行います。 ・各学校における相談体制充実のため、相談員等の各派遣事業や相談機関の周知を行います。	・教育委員会や関係機関との連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」や「教育機会の確保に関する意見交換会」などを行い、情報交換や協議を行った。 ・児童等が被害者となる事案が発生した場合、スクールカウンセラーによる緊急支援、警察や児相等関係相談との連携の在り方などを周知し、迅速な初期対応を行った。
		イ 臨床心理士資格の職員の配置	義務教育課 高校教育課	教育庁にスクールカウンセラースーパーバイザーを配置し、各学校における緊急事案や困難事案への対応及び教職員への助言、関係機関と連携した対応等を行います。	緊急事案や困難派遣が発生した場合、スクールカウンセラースーパーバイザーを派遣し、教職員へ助言を行うとともに、関係機関との連携による対応を行った。
		(16)被害児童等が不登校になった場合における継続的支援の促進 ア 臨床心理士等のスクールカウンセラー、生徒指導アドバイザー等の派遣による継続的支援	義務教育課 高校教育課	・被害児童生徒への心理的支援に関して高度で専門的な知識及び技能を有するスクールカウンセラーをすべての公立小・中・義務教育学校及び特別支援学校に派遣し、児童等の心のケアや保護者・教職員への助言を行います。 ・必要に応じて、「生徒指導アドバイザー」やスクールカウンセラースーパーバイザーを派遣します。	緊急事案や困難派遣が発生した場合、スクールカウンセラースーパーバイザーを派遣し、教職員へ助言を行うとともに、関係機関との連携による対応を行った。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第1 支援等のための 体制整備への取組み	2 相談及び情報の提供等	イ 犯罪被害者等である児童等が問題を抱えるに至った場合における継続的支援	義務教育課 高校教育課 学事法制課	・児童等のケアに関し、ケース会議等を活用して学校と児童相談所等の関係機関との連携を充実させるよう指導助言を行います。 ・私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など、相談体制の充実について情報提供等を行います。	・児童等のケアに関し、ケース会議等にスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校と児童相談所等関係機関との連携が図られるよう指導助言を行った。 ・私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など相談体制の充実が図られるよう必要な情報提供等に努めた。
		(17) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関への情報提供の充実 ア 県産婦人科医会等との連携・協力の充実・強化等	くらし共生協働課	県産婦人科医会等との合同研修会等を開催するとともに、医会に対し、犯罪被害者支援等に関する情報提供を行い、各医療機関等へ提供されるよう努めます。	国からの性犯罪等被害者支援に関する情報等を県産婦人科医会を通じて、医療機関に情報提供を実施した。 「FLOWER」の担当者会議を行い、県産婦人科医会事務局との間で性暴力被害者からの相談実態等について情報共有を行った。
		イ 精神保健福祉センターや保健所等と犯罪被害者支援関係機関・団体との連携強化や情報提供、相談体制の推進	障害福祉課	精神保健福祉センターや保健所等において、相談対応や関係機関との連携強化の充実を図ります。	精神保健福祉センターや保健所において、相談対応等を実施した。
		(18) 「被害者の手引き」の内容の充実等 ア 「被害者の手引き」の充実及び配布	警察本部	刑事手続・少年保護事件の手続、警察その他の関係機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について、分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」を犯罪被害者等に交付するとともに、その内容の充実を図ります。	犯罪被害者等のための制度や相談窓口等を周知するため、「被害者の手引」を作成し、犯罪被害者等に交付するとともに犯罪被害者等に対する適切な説明や配慮に努めた。
		イ 外国語版の「被害者の手引」の作成	警察本部	外国人に対して警察の被害者支援制度等を分かりやすく記載した外国語版の「被害者の手引」を作成・配布するとともに、外国人を対象とする防犯教室、自治体の外国人向けの広報誌などを通じ、警察の犯罪被害者支援施策について周知します。	外国人犯罪被害者等のために、外国語版「被害者の手引」(中国語版)を作成し、各警察署に配備し、外国人犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図った。
		(19) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知	警察本部 くらし共生協働課	損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介する冊子、パンフレット等の内容を充実させるとともに、県犯罪被害者等支援総合窓口や、警察本部、各警察署、運転免許センターの窓口等に備え付け、また各種会合の機会や各種広報媒体を活用して、制度の周知を図ります。	・被害者支援担当者が「被害者の手引」等を活用して、犯罪被害者等に刑事手続の流れ等を教示するとともに、損害賠償請求制度等の説明を実施した。 ・「被害者の手引」に、令和5年12月から開始した、矯正局が所管する「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」を新たに掲載し、犯罪被害者等への情報提供の充実を図った。 ・各種イベント、キャンペーン等において、各関係機関等が作成しているリーフレット、パンフレット等を活用し、各種制度の周知を図った。 ・交通安全教育センターにおいて、来場者の目につきやすい正面玄関や1階窓口に、損害賠償請求に関する弁護士相談の案内等について紹介したパンフレット等を備え付け、制度の周知を図った。
		(20) 刑事手続等に関する情報提供の充実	警察本部	刑事手続等や関係機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について、分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」を犯罪被害者等に交付し、早期の情報提供に努めます。	犯罪被害者等のための制度や相談窓口等を周知するため、「被害者の手引」を作成し、犯罪被害者等に交付するとともに犯罪被害者等に対する適切な説明や配慮に努めた。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第1 支援等のための体制整備への取組み	2 相談及び情報の提供等	(21) 性犯罪等被害者の相談窓口及び各種支援制度に関する情報提供 ア 性犯罪等被害者への各種支援制度の情報提供	警察本部 くらし共生協働課	・性犯罪被害者相談電話につながる全国共通番号「＃8103(ハートさん)」や「FLOWER」の相談電話「＃8891(全国共通短縮ダイヤル)」等の相談窓口に関する広報等により、性犯罪等被害者が情報入手する際の利便性の向上に努めます。 ・事件化を望まない性犯罪等被害者に対しても、「FLOWER」と連携し、その心情に配慮した対応を図ります。	・犯罪被害者等支援パネル展、街頭キャンペーン等を実施したほか、ウェブサイト、交番等で発行するミニ広報紙等あらゆる広報媒体を活用し、各種相談窓口についての広報を実施した。 ・事件化を望まない性犯罪等被害者に対しては、「FLOWER」と連携を図るなどして、その心情に配慮した対応を実施した。 ・「性犯罪被害者の手引」を作成し、警察署における相談窓口、各種支援体制の情報提供を図った。
		イ「FLOWER」の相談窓口の広報啓発	くらし共生協働課	「FLOWER」を紹介するポケットカード等の配布のほか、各種広報媒体を介して広報啓発を行い、性犯罪等被害者が支援を受けやすくなるよう情報提供に努めます。	・各種キャンペーンや講話等を通じてポケットカードや、リーフレットなどを配布し、「FLOWER」の周知に努めた。
		(22) 犯罪被害者等支援に関する各種施策の情報提供の充実	くらし共生協働課	・県ホームページ上において、犯罪被害者等の支援に関する各種施策や施策担当窓口等の情報提供を行います。 ・各種支援制度や相談対応窓口等を掲載したハンドブックなどを作成し、犯罪被害者等や犯罪被害者等支援に携わる者への情報提供に努めます。	・ホームページにおいて、犯罪被害者等の支援に関する情報提供を実施した。 ・「鹿児島県犯罪被害者等支援ハンドブック」を作成し、各市町村や関係機関・団体等に配布し、犯罪被害者等支援に携わる者に対し、情報提供に努めた。
		(23) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する支援	警察本部	海外における邦人の犯罪被害に関する情報収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、日本国内の遺族や帰国する犯罪被害者等に対し、国内における支援に関する情報提供、空港等における帰国時の出迎え等の支援に努めます。	令和5年度において、海外における県出身者が被害者となる犯罪は把握していない。
		(24) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進 ア 潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進	くらし共生協働課 警察本部	「犯罪被害者支援フォーラム」や「くらし安全・安心県民大会」等の様々な機会を通じて、性犯罪等被害者、犯罪被害に遭った児童等及び障害者をはじめ被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれている状況等を周知し、県民の理解の増進、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ります。	・令和5年11月28日、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターが主催し、県及び警察本部が共催する「犯罪被害者支援フォーラム2023inかごしま」において、被害が潜在化しやすい性犯罪被害者のための相談窓口「性犯罪被害相談窓口＃8103(ハートさん)」や「性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称「FLOWER」)」の相談窓口を周知するための動画の放映や広報物等を配布し、県民の理解促進、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図った。 ・県警察において、犯罪被害者等が置かれている状況等を周知するために制作した被害者支援に係る広報動画を活用し、県民の理解の増進、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図った。 ・「性犯罪被害相談窓口＃8103(ハートさん)」のポケットカード等を市役所等に配布し、トイレ等の目につきにくい場所に設置するよう依頼した。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第1 支援等のための体制整備への取組み	2 相談及び情報の提供等	イ 被害児童等に対する適切な対応ができる相談体制の充実	義務教育課 高校教育課 学事法制課	- 被害児童生徒及びその保護者の相談等については、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。 24時間対応する「かごしま教育ホットライン24」やSNSによる相談・通報窓口、県総合教育センターなどの相談機関の周知を図ります。 - 私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など、相談体制の充実が図られるよう必要な情報提供等を行います。	- 全公立学校にスクールカウンセラーを配置し、被害児童生徒及びその保護者の相談等について、教職員と連携して適切な対応につなげた。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童等の置かれた様々な環境の問題へ働き掛けて、児童等の支援を行った。 - 夜間・休日を含めて24時間いつでも相談できる体制を整備することにより、いじめ問題や不登校等への早期対応を図った。 - なお、令和5年度の相談件数は、「かごしま教育ホットライン24」が2,937件、「SNSによる相談・通報事業」が相談311件、通報56件であった。 - 私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など相談体制の充実が図られるよう必要な情報提供等に努めた。
	3 人材の育成	(1) 警察における職員研修等の充実	警察本部	警察職員に対する各種教養時に犯罪被害者等支援の意義、具体的な支援要領に関する教養を行います。特に、犯罪被害者等支援を担当する職員に対しては、公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習を含む専門的な研修を行います。	- 警察職員に対する被害者支援研修会の開催、警察学校における各種専科教養、採用時教養等において、犯罪被害者等の心理状態、支援要領等に係る教養を実施した。 - 警察学校において実施した被害者支援専科において、各種事件事故を想定した、臨床心理士によるロールプレイング方式の演習を実施した。
		(2) 被害少年の継続的な支援を行う警察職員の技能習得	警察本部	被害少年からの事情聴取に関する警察官の技能の更なる向上を図るため、事情聴取場面を想定したロールプレイング方式の実践的な研修を実施するなど、被害少年の負担軽減に配慮しつつ、効果的な研修の実施に努めます。	- 連携強化を図るため、関係機関と会議を開催した。 - 被害児童からの事情聴取に関する教養を実施した。
		(3) 学校における相談対応能力の向上等 【再掲1-2-(14)-イ】	義務教育課 高校教育課	教育センターにおいて「短期研修(生徒指導)」や「子供の明日を拓く生徒指導チーム体制構築プログラム」を実施し、カウンセリングマインドを活かした児童生徒への理解及び教職員の実践的指導力の向上を図ります。	いじめや不登校等生徒指導上の諸課題に係る13講座を実施し、教職員の資質向上や学校・家庭・専門家・関係機関が一体となった体制構築を図った。
		(4) 虐待を受けた児童の保護等に携わる者の研修の充実	子ども福祉課	市町村の児童福祉及び母子保健担当職員を対象とした全体研修や地域振興局単位による実務研修を開催します。	- 市町村児童福祉担当職員及び母子保健担当職員を対象とした合同研修を県内8か所で実施した。 - 児童相談所が管内市町村に対して要保護児童対策地域協議会の強化を図るため、「子どもSOS地域連絡会議」を県内8か所で実施した。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第1 支援等のための体制整備への取組み	3 人材の育成	(5) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援	くらし共生協働課 警察本部	・庁内各課や他機関等と連携し、犯罪被害者支援に携わる民間支援員も対象とした研修を開催するとともに、国が主催する研修等への参加を促すなど、民間支援員の養成の支援を行います。 ・犯罪被害者等が必要とする支援についての相談対応や情報提供、適切な機関・団体への橋渡しなど、支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を担う被害者支援センター支援員の育成の支援を行います。	・令和5年11月24日に鹿児島県警協力の下、市町村犯罪被害者等施策主管課担当者会議を開催し、被害者支援に従事する職員への教養を実施した。 ・被害者支援センターが主催する支援活動員の研修会に、警察本部総務課被害者支援室員を講師として派遣し、支援活動員の育成を支援した。 ・警察学校において実施した被害者支援専科では、被害者支援センター相談員を交えた実践的な訓練を実施した。
		(6) 民間の団体の研修に関する支援	警察本部	被害者支援センターに対し、同団体が行う研修内容に関する助言や研修に対する講師派遣等の協力を行います。	被害者支援センターが主催する支援活動員の研修会に、警察本部総務課被害者支援室員を講師として派遣し、支援活動員の育成を支援した。
		(7) 犯罪被害者等支援に携わる者等に対する心理的影響への配慮	くらし共生協働課 警察本部	・犯罪被害者等支援に携わる者等の二次受傷による心身への健康被害について、各種会議や研修等を通じて周知に努めます。 ・犯罪被害者等支援に携わる職員は、二次受傷を被りやすい立場にあることから、メンタルヘルスに関する研修を行うとともに、精神科医、臨床心理士等のカウンセリングの機会を設けるなど、配慮に努めます。	・犯罪被害者等支援に携わる者等の二次受傷について、研修会等を通じて、周知に努めた。 ・警察における各種教養の機会を通じて、部内カウンセラーによる代理受傷防止教養を実施した。
		(8) 交通事故相談員の資質の向上	くらし共生協働課	相談内容の多様化・複雑化に対処するため、交通事故相談員を国の主催する研修会に出席させるなど、相談員の相談対応能力の向上に努めます。	令和5年度、国主催の研修会に2回出席し、対応能力の向上に努めた。
		(9) 配偶者暴力相談支援センター・市町村担当職員対象の研修会等の実施	男女共同参画室	県内の配偶者暴力相談支援センターや市町村担当課等の配偶者暴力に関する相談窓口の相談員及び職員を対象とした相談の適切な対応や関係機関との連携の充実を図るための研修を実施し、相談員の資質向上に努めます。	・令和5年4月12日、配偶者暴力相談支援センター・市町村・民間団体等の担当者を対象に、各種研修会を開催。 ・配偶者暴力相談支援センター・市町村・民間団体等を対象に、DVに係る相談業務への専門的助言を行う講師を派遣。
		(10) 女性相談センター相談員等に対する研修の実施	男女共同参画室	家庭環境の破綻、生活困窮等様々な悩みや問題を抱える女性の相談に加え、DV被害者の相談など、複雑多岐にわたる内容の相談に対応するため、女性相談センター相談員等を対象とした研修を実施し、相談員の資質向上を図ります。	女性相談支援センター相談員を含む、各関係機関の女性支援事業に係る相談員及び担当者等に対する研修会を実施し、相談員等の資質向上を図った。
		(11) 地域包括支援センター等の職員を対象とした研修の実施	介護保険室	高齢者に対する虐待を防止するため、市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした高齢者虐待防止研修を実施し、対応能力の強化を図ります。	高齢者に対する権利擁護・虐待防止の推進を図るため、市町村、地域包括支援センター等の職員を対象とした高齢者虐待防止研修を実施し、対応能力の向上に努めた。
		(12) 障害福祉従事者等に対する研修の実施	障害福祉課	関係機関と連携を図りながら、障害のある人への虐待の未然防止、早期発見、適切な支援が実施できる体制を構築するため、「障害者虐待防止、権利擁護研修」を実施し、障害福祉従事者、施設管理者、市町村窓口職員等の資質向上に努めます。	障害者虐待防止、権利擁護研修を実施し、職員等の資質向上に努めた。
第1		(1) 被害者支援センターの活動の支援及び広報等 ア 被害者支援センターを周知するための広報活動の促進	くらし共生協働課	被害者支援センターが主催する「犯罪被害者支援フォーラム」に協力するとともに、市町村をはじめとする関係機関に対し、各種広報媒体を活用して「犯罪被害者支援フォーラム」の開催を周知するなど、同センターの活動を支援します。	市町村、関係機関・団体に対し、各種広報媒体を活用し、「犯罪被害者支援フォーラム」の開催について、周知を図った。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
支援等のための体制整備への取組み	4 民間支援団体に対する支援	イ 被害者支援センターの運営に関する支援の充実、活動内容の広報	警 察 本 部 くらし共生協働課	被害者支援センターに対する財政的援助の充実に努めるとともに、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者の置かれた状況やそれを踏まえた施策実施の重要性、犯罪被害者への援助を行う同センターの意義・活動等について広報します。また、被害者支援センターの研修等に関する講師の派遣等の支援を行います。	・売上金の一部を被害者支援センターに寄附する寄附型自動販売機を警察施設に設置しているほか、ホンデリングプロジェクトに参加するなどして、財政的援助に努めた。 ・各種犯罪被害者等支援キャンペーンにおいて、被害者支援センターの活動内容等の広報に努めた。 ・被害者支援センターが主催する支援活動員の研修会に、警察本部総務課被害者支援室員を講師として派遣し、支援活動員の育成を支援した。
		(2) 被害者支援センターとの連携・協力等	警 察 本 部	・犯罪被害者等に対し、支援において秘密が守られることなどを十分説明した上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を被害者支援センターに提供し、同センターと連携、協力して犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めます。 ・被害者支援センターによる支援が全国的に一定の水準で行われるよう、犯罪被害者等の実態、支援に役立つ事例、二次的被害を防止するための留意事項等に関する必要な情報提供を行い、同センターの運営及び活動に協力します。	犯罪被害者等の要望に応じて、犯罪被害者等の同意を得た上で、犯罪被害者等の連絡先、相談内容等を被害者支援センターに情報提供し、同センターと連携・協力して、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めた。
第2 被害回復・経済的支援等への取組	1 損害賠償の請求についての援助等	(1) 損害賠償請求制度等に関する情報提供【再掲 1-2-(19)】	警 察 本 部 くらし共生協働課	損害賠償請求制度その他の犯罪被害者等の保護・支援のための制度の概要について紹介する冊子、パンフレット等の内容を充実させるとともに、県犯罪被害者等支援総合窓口や、警察本部、各警察署、運転免許センターの窓口等に備え付け、また各種会合の機会や各種広報媒体を活用して、制度の周知を図ります。	・被害者支援担当者が「被害者の手引」等を活用して、犯罪被害者等に刑事手続の流れ等を教示するとともに、損害賠償請求制度等の説明を実施した。 ・「被害者の手引」に、令和5年12月から開始した、矯正局が所管する「刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」を新たに掲載し、犯罪被害者等への情報提供の充実を図った。 ・各種イベント、キャンペーン等において、各関係機関等が作成しているリーフレット、パンフレット等を活用し、各種制度の周知を図った。 ・交通安全教育センターにおいて、来場者の目につきやすい正面玄関や1階窓口にて、損害賠償請求に関する弁護士相談の案内等について紹介したパンフレット等を備え付け、制度の周知を図った。 【再掲 1-2-(19)】
		(2) 保険金支払の適正化 ア 公益財団法人日弁連交通事故相談センターにおける無料の法律相談等について広報	くらし共生協働課	県交通事故相談所において、弁護士による無料の交通事故相談・示談あっせん・審査を行う日弁連交通事故相談センターについての紹介周知等を行います。	交通事故相談所において、電話、面接相談を受理し、損害賠償問題等の相談への適切な対応及び関係機関・団体の紹介・あっせん等を行った。
		イ 交通事故相談所での相談、事故被害者救済の政府保障事業の広報等	くらし共生協働課	県交通事故相談所において、交通事故で被害を受けた方の抱える様々な問題について、面接・電話相談を行うとともに、政府保障事業（ひき逃げや無保険車等の人身事故による被害者に対する損害補填等の支援）に関する広報等を実施します。	同 上
	1 損	ウ 交通事故相談所での弁護士無料法律相談の実施	くらし共生協働課	県交通事故相談所において、弁護士による交通事故に関する無料相談を行います。	令和5年度は、弁護士による交通事故に関する無料相談を6回実施した。（本庁、鹿屋）

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第2 被害回復・経済的支援等への取組	害賠償の請求についての援助等	(3) 暴力団犯罪による被害の回復の支援の充実	警 察 本 部	公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センター、県弁護士会の民事介入暴力対策委員会等との連携を強化し、暴力団犯罪の被害者等による損害賠償請求に対する支援等の充実を図ります。	令和5年中、暴力団犯罪被害者の損害賠償請求等に対する支援の実績はないが、民事介入暴力対策委員会(弁護士会)と公益財団法人鹿児島県暴力追放運動推進センターの3者において「民暴研究会」を開催して相互の情報共有を行うなど、連携を強化した。
		(4) 犯罪利用預金口座等対策による被害回復の促進	警 察 本 部	預金口座等への振込を利用して行われる特殊詐欺等の犯罪行為の被害者に対して、被害回復分配金が支払われるよう、金融機関に対して、預金口座等の不正利用に関する情報提供を行うとともに、犯罪被害者等に対し、被害回復に資する各種制度を教示するなど情報提供を行います。	特殊詐欺の犯行に利用された口座が再び犯行に利用されないよう金融機関に対して預金口座等の不正利用に関する情報提供を行い、被害回復分配制度についても被害者に対して確実に教示し、適正な運用を推進した。
	2 経済的負担の軽減	(1) 犯罪被害給付制度等の運用	警 察 本 部	・犯罪被害給付制度について、各種広報媒体等を活用して周知を図るとともに、犯罪被害者等への確実な教示を行います。 ・犯罪被害者等給付金の支給に係る鹿児島県公安委員会の裁定が事案の内容に即して迅速かつ適正に行われるよう努めるとともに、仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善がなされるように努めます。 ・国外犯罪被害弔慰金等支給制度の適切な運用が図られるよう、同制度の周知に努めます。	・犯罪被害給付制度に基づき、早期の仮給付に向け、給付金の支給に係る申請がなされた事案について、仮給付の検討を実施するなど効果的な運用に努めた。 ・犯罪被害給付制度の概要等について、県警察ウェブサイトに掲載するなどして周知したほか、犯罪被害者等給付金の給付対象となる犯罪被害者等には、パンフレットを交付し、確実な教示に努めた。 ・犯罪被害者等給付金の申請がなされている事案については、迅速かつ適正な裁定が行われるよう努めた。 ・国外犯罪被害弔慰金等支給制度の概要等について、県警察ウェブサイトに掲載し、周知に努めた。
		(2) 性犯罪等被害者の医療費の負担軽減	警 察 本 部 くらし共生協働課	性犯罪等被害者の緊急避妊等に要する費用の公費負担制度の適切な運用を図るとともに、制度の周知に努めます。	・ホームページやリーフレット等において、制度の周知を図った。 ・県警察職員に対して、各種教養の機会を通じて、公費負担制度に関する教養を実施し、適切な運用を図った。
		(3) カウンセリング等の費用の負担軽減	警 察 本 部 くらし共生協働課	カウンセリング費用等の公費負担制度の適切な運用を図るとともに、制度の周知に努めます。	・ホームページやリーフレット等において、制度の周知を図った。 ・県警察職員に対して、各種教養の機会を通じて、公費負担制度に関する教養を実施し、適切な運用を図った。
		(4) 医療現場における自立支援医療の利用の周知	障 害 福 祉 課 (精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー)	精神的被害によりPTSDなどの治療に必要な精神疾患に罹患した場合、自立支援医療(精神通院医療)の利用が可能であることの周知を図ります。	・ホームページ等において、制度の周知を図った。 ・自立支援医療費の相談窓口である市町村へ事務説明会を実施した。
		(5) 経済的負担の軽減に係る各種制度等の情報提供及び充実	くらし共生協働課	犯罪被害者等に対する経済的負担の軽減に係る各種制度等について、犯罪被害者等や市町村等への情報提供を行うとともに、犯罪被害者等の経済的負担の軽減に資するための施策の充実等に努めます。	・ホームページやリーフレット等において、制度の周知を図った。 ・国からの性犯罪等被害者支援に関する情報等について、市町村等へ情報共有を実施した。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第2 被害回復・経済的支援等への取組	2 経済的負担の軽減	(6)医療保険の円滑な利用の周知	国民健康保険課	被害者が保険診療を求めた場合、加害者の署名が入った損害賠償誓約書等の有無に関わらず、保険給付を受けることが可能であることの周知を図ります。	医療保険は、犯罪による被害を受けた場合においても利用できることを被保険者に対し周知するよう、保険者指導の際に助言を行った。 具体的には、第三者行為の加害者が、保険者に対し損害賠償責任を負う旨を記した誓約書の提出がなくても、医療保険の給付は行われるべきであることを助言した。
	3 居住の安定	(1) 公営住宅等への優先入居等 ア 犯罪被害者等に対する県営住宅への優先入居等の実施	住宅政策室	・犯罪被害者等から県営住宅入居に係る相談を受理した場合、県警に事実確認等を行った上で、優先入居を認めることにより、居住の安定を図ります。 ・公営住宅法規定の収入要件を満たさない犯罪被害者等については、目的外使用により居住の安定を図ります。	犯罪被害者に係る関係機関からの問い合わせに対し、県営住宅への優先入居、目的外使用の手続きを教示し、相談者には入居可能な住戸を案内する。 (優先入居、目的外使用とも相談実績なし)
		イ 犯罪被害者等の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援	住宅政策室	・犯罪被害者等を含む住宅確保要配慮者の居住の安定の確保を図るため、県居住支援協議会と連携して住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進及び普及啓発に努めます。 ・空き家を活用し犯罪被害者等の住宅確保要配慮者を受け入れる賃貸住宅として利用するための改修工事を行い、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく「セーフティネット住宅」として登録する場合、事業を行う空き家の所有権等に補助する市町村に対し、費用の一部助成を行います。	住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の登録促進及び普及啓発に努めた。 (登録住宅数 8,071戸) 住宅確保要配慮者を受け入れる賃貸住宅として利用するための改修工事を行い、「セーフティネット住宅」として登録する場合、事業を行う空き家の所有者等に補助する市町村に対し、費用の一部助成を行う。(R5補助実績:0戸)
		ウ 県総合窓口における各市町村優先入居等の案内	くらし共生協働課	県総合窓口において、各市町村の優先入居の受付や担当窓口等について情報集約に努め、相談者に情報提供を行います。	各市町村等の施策に関する情報収集に努めた。 令和5年度中、優先入居に関する案内0件。
		(2) 被害直後及び中期的な居住場所の確保 ア 児童相談所等による一時保護等の適正な運用	子ども福祉課 男女共同参画室	・児童相談所では、児童の状況に応じて一時保護の必要性を判断し、児童相談所の一時保護所や施設への委託により一時保護を行います。 ・女性相談支援センターでは、DV被害者等について、適当な寄宿先がなく、その者に危害が及ぶことを防ぐため保護することが必要な場合に相談に応じます。	児童の状況に応じて一時保護の必要性を判断し、児童相談所の一時保護所や施設への委託により一時保護を行った。 女性相談支援センターでは、DV被害者等からの相談に応じ、また、保護することが必要な場合には、警察や市町村等の関係機関と連携し、必要な措置を行った。
		イ 児童相談所の一時保護所で、虐待を受けた子供と非行児童の混合処遇を改善させる体制整備の充実	子ども福祉課	一時保護する児童の状況に応じて個別処遇や他の児童福祉施設等への一時保護委託を行います。また、一時保護所について、安全・安心で適切なケアを提供するための環境整備等に努めます。	・一時保護する児童の状況に応じて個別処遇や他の児童福祉施設等への一時保護委託を行った。 ・一時保護所について、安全・安心で適切なケアを提供するため一時保護所の建て替えに向けた調査を実施するなど、環境整備に向けた取り組みを行った。
		ウ 婦人保護施設及び母子生活支援施設の機能強化による入所者に対する日常生活支援の充実	男女共同参画室 子ども福祉課	婦人保護施設については、県婦人保護施設の整備及び運営に関する基準を定める条例で定める基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう努めるとともに、母子生活支援施設では、母子が一緒に生活しながら、共に支援を受けることができる施設の特性を生かし、生活困窮やDV被害に苦しむ母親や子どもたちが安心して生活できるよう様々な支援を行います。	施設が持つ専門的な知識や技術等を活かし、地域の人々を対象とした入所者の生きがい高揚や家庭復帰、社会復帰に向けての自立意欲の助長を図り、また、施設における火災等の災害時に備え、安全かつ迅速な避難・誘導体制を充実する等総合的な防災対策を図った。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第2 被害回復・経済的支援等への取組	3 居住の安定	エ 被害直後における居住場所の確保	警 察 本 部	自宅が犯罪行為の現場となり、破壊されるなど、居住が困難で、かつ、自ら居住する場所が確保できない場合等に犯罪被害者等が利用できる緊急避難場所の確保に要する経費及び自宅が犯罪行為の現場となった場合におけるハウスクリーニングに要する経費の公費負担制度の積極的に運用を図ります。	・県警察職員に対して、各種教養の機会を通じて、公費負担制度に関する教養を実施し、適切な運用を図った。 ・各種公費負担制度について、警察ウェブサイトに掲載し、周知に努めた。
	4 雇用の安定	(1) 事業者に対する理解の増進	くらし共生協働課 雇用労政課	職場における二次的被害の防止及び従業員である犯罪被害者等の就労について配慮するため、各種行事や様々な媒体、事業者の団体等を通じて情報提供や犯罪被害者等支援に関するチラシ等を配布するなどの広報啓発活動等を行い、犯罪被害者等の置かれた状況や犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解の増進を図ります。	県民に対する犯罪被害者等の二次的被害に関する理解促進を図るため、各種イベント、キャンペーン等において、チラシ、リーフレット等を配布するなど広報啓発活動を実施した。
		(2) 個別労働紛争解決制度の活用 ア 個別労働紛争解決制度の周知・啓発	雇用労政課	・「労働セミナー」において制度の説明を実施します。 ・広報誌「労働かごしま」に制度内容を掲載する等啓発に努めます。	・「働き方改革推進セミナー」(労働セミナーから名称変更)において希望者に対し個別労働相談会を実施した。同セミナーは6会場で開催し、計81名が受講した。 ・広報誌「労働かごしま」や県ホームページに制度内容を掲載した。
		イ 労働問題相談窓口の設置及び周知	雇用労政課	県民からの労働に関する相談に対応するため、関係部局内に社会保険労務士の資格を有する相談員を配置した労働問題相談窓口を設置するとともに、活用のための周知を図ります。	雇用労政課内に社会保険労務士の資格を有する相談員を配置した労働問題相談窓口を設置するとともに、広報誌「労働かごしま」や県ホームページにより周知を図った。 労働問題相談窓口の令和5年度の相談実績は542件と昨年度と比較し、56件増加した。
		(3) 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の周知・啓発	雇用労政課	「労働セミナー」等の機会を捉えて、「特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度」に対する周知・啓発を図ります。	厚生労働省広報パンフレット(特別休暇制度パンフレット2023、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度についてのパンフレット)を県庁及び地域振興局・支庁へ配置することにより周知を図った。
第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	(1) 「かごしま医療情報ネット」によるPTSD等の治療に対応できる医療機関に関する情報提供等	保健医療福祉課 障害福祉課 (精神保健センター)	PTSD等の治療に対応できる医療機関について、「かごしま医療情報ネット」を通して情報提供を行います。	・PTSD等の治療に対応できる医療機関について、「かごしま医療情報ネット」を通して情報提供を行った。 ・ホームページ等において、医療機関の周知を図った。
		(2) 医療現場における自立支援医療の利用の周知 【再掲 2-2-(4)】	障害福祉課 (精神保健福祉センター)	精神的被害によりPTSDなどの治療に必要な精神疾患に罹患した場合、自立支援医療(精神通院医療)の利用が可能であることの周知を図ります。	・ホームページ等において、制度の周知を図った。 ・自立支援医療費の相談窓口である市町村へ事務説明会を実施した。
		(3) 犯罪被害者等支援業務に関する精神保健福祉センター職員の理解促進	障害福祉課 (精神保健福祉センター)	精神保健福祉センター職員が犯罪被害者等支援に関する研修等を受講し、理解の促進に努めます。	・犯罪被害者等支援等に関する研修等(性犯罪被害、トラウマインフォームドケア)を受講し、理解の促進に努めた。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第3節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	(4) 地域格差のない迅速かつ適切な救急医療の提供 ア 重傷救急患者に対応する共同利用型病院や病院群輪番制病院に対する、運営・設備整備等に係る助成の実施	保健医療福祉課	重症救急患者への医療提供を担う共同利用型病院や病院群輪番制病院の患者受入体制の充実を図るため、国庫補助金等を活用した助成を行います。	共同利用型病院(3施設)に対し、運営費の助成を行った。
		イ 重篤救急患者に対応する救命救急センターに対する、運営に係る助成の実施	保健医療福祉課	重篤救急患者への医療提供を担う救命救急センターの運営を支援するため、当センターの運営に要する費用の一部について助成を行います。	鹿児島市立病院救命救急センターに対し、運営費の助成を行った。
		(5) 高次脳機能障害者への支援の充実	障害福祉課(精神保健福祉センター)	高次脳機能障害に関する患者・家族からの相談への対応や高次脳機能障害者支援に関する普及啓発等を行います。	・高次脳機能障害支援センターに関する患者・家族からの電話・来所相談等を実施した。 ・地域支援ネットワークの充実を目的とした高次脳機能障害者支援者研修会を実施した。(R5.11.14参加者60名)
		(6) 被害少年等に対応している思春期精神保健の支援者に対する技術支援	障害福祉課(精神保健福祉センター)	家庭内暴力や児童虐待等を受けた被害少年等に対応している支援者からの精神保健に関する問題等への相談に応じていきます。	・思春期の児童に関わる保健福祉・行政・教育機関の職員向けに思春期精神保健福祉従事者研修会を実施(R5.12.8参加者273名)。また、専門医による思春期相談や心理士や保健師による来所・電話相談を実施した。(R5:145件)
		(7) 被害少年等のための治療等の専門家養成、体制整備及び施設の増強のための施策の実施	子ども福祉課	児童福祉法の改正等に基づき児童福祉司や児童心理司の増員などを含む児童相談所の体制強化を行ったほか、弁護士や医師等の配置を行っており、引き続き、児童虐待防止対策の強化を図ります。	令和5年度は、児童福祉司4名、児童心理司の6名増員するなど児童相談所の体制強化を行った。ほか、弁護士や医師等の配置を行い、引き続き、児童虐待防止対策の強化を図った。
		(8) 里親制度の充実	子ども福祉課	里親会に里親制度普及促進を図る業務を委託し、養育里親研修や専門里親研修を実施しているほか、里親による相互交流の機会の提供、各種媒体を使った広報普及活動を行います。	里親会ほか1団体に里親支援事業を業務委託し、養育里親・養子縁組里親研修及び専門里親研修を行った。 里親交流会や里親制度説明会等を開催し、里親による相互交流や里親制度の普及啓発を図った。
		(9) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等 ア 夜間・休日の職員配置による体制整備	子ども福祉課	児童相談所に受付相談員(夜間)及び一時保護所に児童生活指導員を配置し、夜間・休日における体制の充実を図ります。	児童相談所に受付相談員(夜間)及び一時保護所に児童生活指導員を配置し、夜間・休日の連絡・通告等の対応を行った。
		イ 医療機関との協力・連携体制の充実	子ども福祉課	鹿児島大学病院での法医学鑑定医の診断・助言・指導を受けるなど、協力・連携体制の充実を図ります。	鹿児島大学病院の法医学鑑定医による法医学鑑定を実施した。
		(10) ワンストップ支援センターの相談受理体制の機能強化 【再掲 1-2-(2)】 ア 県における性犯罪・性暴力被害者支援への取組の促進	くらし共生協働課	・「FLOWER」の相談拠点における国の夜間休日コールセンターと連携した相談受理体制の機能強化に努めるほか、「FLOWER」の相談電話「#8891(全国共通短縮ダイヤル)」の周知等を図ります。 ・様々な性犯罪等被害者への適切な対応や支援が行うことができるよう、対応能力の向上に努めます。	・FLOWERにおいて、電話・面接相談、付添、情報提供などの支援を行うとともに、関係機関・団体等と連携し、医療・法律相談などの必要な支援を実施した。 また、国が設置した夜間休日対応コールセンターを利用し、FLOWERの運営時間外における電話相談の受付を実施した。 令和5年度中、FLOWER相談件数863件。 【再掲 1-2-(2)】
		イ 性犯罪等被害者等に対する産婦人科等医療機関と連携した支援	くらし共生協働課	・「FLOWER」を活用し、性犯罪等被害者に対し、産婦人科等医療機関と連携した緊急避妊等の必要な支援を行います。 ・県産婦人科医会等とともに定期的な情報交換等を行い、支援の充実を図ります。	「FLOWER」において、性犯罪等被害者に対し、産婦人科等医療機関と連携した支援を実施した。 【再掲 1-2-(2)】
		ウ 性犯罪等被害者対応における看護師等の育成等	くらし共生協働課	県産婦人科医会や医療機関に対し、性犯罪等被害者支援の知識・技能を習得した看護師等の育成や支援について協力依頼を行います。	国からの性犯罪等被害者支援に関する情報等を県産婦人科医会を通じて、医療機関に情報提供を実施した。 【再掲 1-2-(2)】

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第3節 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供	(11) 性犯罪等被害者の相談窓口及び各種支援制度に関する情報提供 【再掲1-2-(21)】 ア 性犯罪等被害者への各種支援制度に関する情報提供	警 察 本 部 くらし共生協働課	・性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103(ハートさん)」や「FLOWER」の相談電話「#8891(全国共通短縮ダイヤル)」等の相談窓口に関する広報等により、性犯罪等被害者が情報入手する際の利便性の向上に努めます。 ・事件化を望まない性犯罪等被害者に対しても、「FLOWER」と連携し、その心情に配慮した対応を図ります。	・犯罪被害者等支援パネル展、街頭キャンペーン等を実施したほか、ウェブサイト、交番等で発行するミニ広報紙等あらゆる広報媒体を活用し、各種相談窓口についての広報を実施した。 ・事件化を望まない性犯罪等被害者に対しては、「FLOWER」と連携を図るなどして、その心情に配慮した対応を実施した。 ・「性犯罪被害者の手引」を作成し、警察署における相談窓口、各種支援体制の情報提供を図った。 【再掲1-2-(21)】
		イ 「FLOWER」の相談窓口の広報啓発	くらし共生協働課	「FLOWER」を紹介するポケットカード等の配布のほか、各種広報媒体を介して広報啓発を行い、性犯罪等被害者が支援を受けやすくなるよう情報提供に努めます。	あらゆる広報啓発資材を活用し、FLOWERの周知を図った。 【再掲1-2-(21)】
		(12) 犯罪被害者等に対する医療機関に関する情報の提供	保 健 医 療 福 祉 課	診療科目及び対応可能な治療内容等の医療機能情報について、「かごしま医療情報ネット」を通して情報提供を行います。	診療科目及び対応可能な治療内容等の医療機能情報について、「かごしま医療情報ネット」を通して情報提供を行った。
		(13) 犯罪被害者等に対するカウンセリングの充実	警 察 本 部	・警察において、公認心理師、臨床心理士等の資格を有するカウンセラーの配置に努めるとともに、専門的な研修を実施することにより、その技術・能力の向上に努め、当該職員を積極的に活用し、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。 ・精神科医、公認心理師、臨床心理士等と連携して、犯罪被害者等がその要望に応じて適切なカウンセリングを受けられるよう配慮します。	・公認心理師及び臨床心理士の資格を有する部内カウンセラーを警察本部総務課被害者支援室に配置し、同カウンセラーを各種学会、研修会に参加させるなどして、技術・能力の向上を図った。 ・遠方や離島に居住する犯罪被害者等に対し、電話によるカウンセリングを実施した。 ・犯罪被害者等のニーズに応じて、医療機関等を受診する前に、部内カウンセラーが医療機関等に対して症状等を説明するなどして、専門家と連携を図るとともに、犯罪被害者等の精神的負担の軽減を図った。
	2 学校における支援	(1) 被害児童等の保護に関する学校及び児童相談所等の連携	義 務 教 育 課 高 校 教 育 課	被害児童等の保護に関し、ケース会議等を活用して学校と児童相談所等の関係機関との連携を充実させるよう指導助言を行います。	・児童等のケアに関し、ケース会議等にスクールソーシャルワーカーを派遣し、学校と児童相談所等関係機関との連携が図られるよう指導助言を行った。
		(2) 被害児童等に対する学校におけるカウンセリング体制の充実等	義 務 教 育 課 高 校 教 育 課 学 事 法 制 課	・被害児童等への心理的な支援に関して高度で専門的な知識を有するスクールカウンセラーをすべての公立小・中・義務教育学校、特別支援学校、県立高等学校に派遣し、被害少年等の心のケアや保護者・教職員への助言を行います。 ・スクールカウンセラーの資質向上については、毎年、連絡協議会を開催し、講演や意見交換等を行います。 ・私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など相談体制の充実が図られるよう必要な情報提供等に努めます。	・全公立学校にスクールカウンセラーを配置し、被害児童生徒及びその保護者の相談等について、教職員と連携して適切な対応につなげた。 ・令和5年度、教職員及びスクールカウンセラーを対象に連絡協議会を行うとともに、スクールソーシャルワーカーとの合同研修会を1回実施し、連携の在り方等について協議するとともに資質の向上を図った。 ・私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など相談体制の充実が図られるよう必要な情報提供等に努めた。
		(3) 被害少年の精神的被害を回復するための体制の整備及び継続的な支援の推進	警 察 本 部	被害少年に対して、保護者の同意を得た上で、被害者支援センターへの紹介を行うとともに、少年補導職員等が臨床心理学等の専門家の助言を受けつつカウンセリングを実施するなど、継続的な支援を推進します。	被害少年及び同保護者に対する支援に際し、臨床心理学の専門家の助言を受けて、保護者に対する定期連絡時の助言指導を実施した。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	3 安全の確保	(1) 加害者に関する情報提供の適正な運用 及び再被害防止措置の推進 ア 再被害防止措置の推進	警 察 本 部	・同一の加害者により再び危害を加えられるおそれのある犯罪被害者等を「再被害防止対象者」として指定し、検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会、保護観察所その他の関係機関・団体と緊密に連携して、再被害防止に資する情報を再被害防止対象者に適切に提供するとともに、非常時の通報要領、自主警戒の方法等について防犯指導を行います。 ・必要に応じて緊急通報装置を貸与し、又は警戒措置を講ずるなどして、再被害防止の措置を推進します。 ・再被害防止への配慮が必要な場合には、関係機関・団体と連携します。	再被害防止対象者に指定すべき再被害を受けるおそれのある犯罪被害者等を確実に指定し、必要な警戒措置を講じるなどして、再被害防止の措置を推進した。
		イ 子供を対象とする性犯罪等の再犯防止	警 察 本 部	13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者の再犯防止を図るため、定期的な所在確認を行い、必要に応じて面談を行うとともに、関係機関・団体との連携強化に努めます。	対象者の居住地を管轄する警察署と連携を図り、対象者と面談等を行い、再犯防止のための指導等を実施した。
		(2) 警察における保護対策の推進 ア 保護対策の推進	警 察 本 部	暴力団等による危害を未然に防止するため、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を「保護対象者」として指定し、その危害を防止するための必要な措置を講ずるなど、保護対策を推進します。	鹿児島県保護対策実施要綱に基づき、あらかじめ「身辺警戒員」を指定し、暴力団等から危害を受けるおそれのある者を保護対象者に指定して警戒などの保護対策を実施するとともに、再被害を防止するために被害者などに緊急通報装置の貸出しを実施した。
		イ 行方不明者対策の強化	警 察 本 部	行方不明者届が出された者のうち、生命又は身体に危害が生じているおそれのある者等について、その行方に関する情報収集及び必要な探索・捜査を行うとともに、関係機関・団体に協力を求めるなど、行方不明者を早期に発見・保護するための措置を講じます。	全警察署において、管轄する地域の自治体、各交通機関等が参画する「SOSネットワーク」を構築・運用しており、行方不明者を早期に発見・保護するための措置を講じた。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	3 安全の確保	(3) 再被害防止に向けた関係機関の連携強化	警察本部 子ども福祉課 義務教育課 高校教育課	・DV事案の被害者、人身取引(性的サービスや労働の強要等)事犯の被害者、児童虐待の被害児童等を保護し、再被害を防止するため、配偶者暴力相談支援センター、女性相談支援センター、児童相談所等との連携を強化します。 ・学校におけるいじめ等の問題行動に対応するため、学校をはじめとする関係機関・団体との連絡体制を密にするとともに、加害少年やその保護者に対する非行防止や立ち直り支援のための助言、指導等の充実を図ります。 ・児童相談所への警察職員の配置や警察との定期的な連絡会の実施により連携を図ります。 ・市町村の児童福祉及び母子保健担当職員を対象とした全体研修や地域振興局単位による実務研修を開催するなど、要保護児童対策地域協議会の強化を図ります。	・DV・ストーカー等の相談を受理する関係機関との情報共有及び連携強化を目的とした連絡会議を開催した。 ・DV・ストーカーに係る関係機関主催の研修会等に参加した。 ・要保護児童対策地域協議会に積極的に参加し、緊急時には、管轄署から自治体に対しケース会議の開催を要請して関係機関と連携し、被害者の早期保護を図った。 ・人身取引事犯に関する会議を書面開催し、関係機関との情報共有及び連携強化を図った。 ・非行少年や継続補導の対象少年、継続的支援の対象少年及びその保護者に対する継続的な助言指導、少年警察ボランティアや大学生ボランティアの協力による様々な居場所づくり活動(スポーツ活動、農業体験、陶芸体験、学習支援等)を実施した。 ・福祉班被害に遭った少年及びその保護者への定期連絡を実施し、少年の近況を確認した上で助言したほか、居場所づくり活動への参加を促進した。 ・教育委員会や関係機関との連携を図るため、「いじめ問題対策連絡協議会」や「教育機会の確保に関する意見交換会」などを行い、情報交換や協議を行った。 ・全公立学校にスクールカウンセラーを配置し、被害児童生徒及びその保護者の相談等について、教職員と連携して適切な対応につなげた。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童等の置かれた様々な環境の問題へ働き掛けて、児童等の支援を行った。 ・中央児童相談所に警察職員1名を配置するとともに、警察との定期的な連絡会を実施した。 ・市町村児童福祉担当職員及び母子保健担当職員を対象とした合同研修を県内8か所で実施した。 ・児童相談所が管内市町村に対して要保護児童対策地域協議会の強化を図るため、「子どもSOS地域連絡会議」を県内8か所で実施した。
		(4) 児童相談所等による一時保護等の適正な運用 【再掲 2-3-(2)-ア】	子ども福祉課	・児童相談所では、児童の状況に応じて一時保護の必要性を判断し、児童相談所の一時保護所や施設への委託により一時保護を行います。 ・女性相談センターでは、DV被害者等について、適当な宿泊先がなく、その者に危害が及ぶことを防ぐため保護することが必要な場合に相談に応じます。	児童の状況に応じて一時保護の必要性を判断し、児童相談所の一時保護所や施設への委託により一時保護を行った。
		(5) 児童相談所の一時的保護所で、虐待を受けた子供と非行児童の混合処遇を改善させる体制整備の充実 【再掲 2-3-(2)-イ】	子ども福祉課	一時保護する児童の状況に応じて個別処遇や他の児童福祉施設等への一時保護委託を行います。また、一時保護所について、安全・安心で適切なケアを提供するための環境整備等に努めます。	・一時保護する児童の状況に応じて個別処遇や他の児童福祉施設等への一時保護委託を行った。 ・一時保護所について、安全・安心で適切なケアを提供するため一時保護所の建て替えに向けた調査を実施するなど、環境整備に向けた取り組みを行った。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	3 安全の確保	(6) 児童虐待の防止, 早期発見・早期対応のための体制整備等 ア 児童虐待の防止, 早期発見・早期対応のための教養の実施	警 察 本 部	児童虐待の早期発見等のための教育訓練を徹底し, 児童虐待に関する職員の専門的知識・技能の向上に努めるとともに, 児童相談所等の関係機関との連携や虐待対応に当たる警察職員の指導等に児童虐待対策官を従事させるなど, 児童虐待への対応力の強化を図ります。	・児童虐待対策官が各警察署の職員に対して, 児童虐待防止をはじめとする人身安全関連事案に関する教養を実施した。 ・北部児童相談所及び同所管轄署の担当者が参加し, 児童虐待に係る合同研修を実施した。 ・県下の児童相談所及び各警察署担当者を招集し, 大学教授による講義, 臨検等の実践訓練等合同研修を実施した。
		イ 児童相談所の体制強化及び好事例等の周知	子 ども 福 祉 課	全国児童相談所長研修をはじめとした各種会議等へ参加し, その情報を市町村を対象とした各種研修等において周知を図ります。	全国児童福祉主管課長・児童相談所長会議などに参加し, その情報を市町村児童福祉担当職員及び母子保健担当職員を対象とした合同研修等において周知した。
		(7) 児童虐待防止のために行う死亡事例等の検証の実施	子 ども 福 祉 課	児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析等に関し, 県社会福祉審議会児童福祉専門分科会相談部会において検証します。	児童相談所が, 家庭で虐待を受けた児童の施設入所措置を行うにあたり, 保護者の同意を得ることができない案件について, 家庭裁判所の承認を得るための審査を行った。
		(8) ストーカー事案, DV事案への適切な対応【再掲 1-2-(10)】	警 察 本 部	・ストーカー事案やDV事案については, 被害者の安全確保を最優先とした迅速・的確な対応を推進します。 ・関係機関・団体と平素から事案対応のための連携体制の強化を図ります。	・被害者の安全確保を最優先に, 加害者の積極的な検挙, 口頭指導等の措置を図り, 再被害防止や重大事案への発展防止に努めた。 ・DV・ストーカー等の相談を受理する関係機関との情報共有及び連携強化を目的とした連絡会議を開催した。 ・関係機関主催の研修会等に参加し, 連携体制の強化を図った。 ・新規相談受理件数(令和5年度中) ストーカー 407件 DV 295件 ・検挙等件数 ストーカー 検挙66件 禁止命令64件, 法警告1件 DV 検挙31件, 保護命令23件 【再掲 1-2-(10)】
	4 保護, 捜査過程における配慮等	(1) 警察における職員研修等の充実【再掲 1-3-(1)】	警 察 本 部	警察職員に対する各種教養時に犯罪被害者等支援の意義, 具体的な支援要領に関する教養を行います。特に, 犯罪被害者等支援を担当する職員に対しては, 公認心理師・臨床心理士によるロールプレイング方式による演習を含む専門的な研修を行います。	・警察職員に対する被害者支援研修会の開催, 警察学校における各種専科教養, 採用時教養等において, 犯罪被害者等の心理状態, 支援要領等に係る教養を実施した。 ・警察学校において実施した被害者支援専科において, 各種事件事故を想定した, 臨床心理士によるロールプレイング方式の演習を実施した。 【再掲 1-3-(1)】
		(2) 性犯罪捜査担当部門への女性警察官の配置等	警 察 本 部 くらし共生協働課	・性犯罪捜査を担当する部門への女性警察官の配置を促進するとともに, 研修等の実施により, 性犯罪捜査を担当する職員の実務能力の向上を図ります。 ・「FLOWER」の連携強化に努め, 性犯罪被害者の心情に配慮した対応に努めます。	・各警察署に複数人配置となるよう, 228人の女性警察官を配置(令和5年12月末現在)したほか, 各警察署の規模に応じた人数の女性警察官を性犯罪指定捜査員に指定した。 ・性犯罪捜査を担当する捜査員を対象とした専科教養, 研修会等を実施し, 実務能力の向上を図った。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第3 精神的・身体的被害の回復・防止への取組	4 保護、捜査過程における配慮等	(3)被害児童からの事情聴取における配慮	警 察 本 部 子 ども 福 祉 課	被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述の確保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が事情聴取を行う取組を実施するなど、被害児童に十分配慮した取組を進めます。	・児童を被害者とする事件捜査において、被害児童の負担軽減及び信用性の高い供述の確保のため、検察庁、警察、児童相談所等の関係機関が被害児童からの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が事情聴取を行う代表者聴取を実施。 ・専科教養、教養資料の発出を通じて、被害児童に対する代表者による事情聴取の適正な運用と警察職員の技能向上を図った。
		(4)犯罪被害者等のための施設改善	警 察 本 部	犯罪被害者用の事情聴取室や被害者支援用車両の活用を図るとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した照明や内装にするなど、犯罪被害者等のための施設等の改善を図ります。	・鹿屋署整備事業において、被害者対応室の配置に係る検討を実施した。
	5 個人情報保護の適切な管理	(1)犯罪被害者等に関する情報の保護	市 町 村 課 県 選 挙 管 理 委 員 会	DV被害者等支援対象者への住民基本台帳事務等における支援措置(加害者等に対する住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付、選挙人名簿の抄本の閲覧に係る制限等)に関し、市町村及び市町村選挙管理委員会の適切な対応等について周知します。	・年間を通じ、市町村に対し、総務省通知による、DV被害者等支援対象者への住民基本台帳事務における支援措置(加害者等に対する住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付)等に関し、適切な対応等の周知や助言を行った。 ・各市町村選挙管理委員会に対して、年4回の選挙人名簿登録者数報告依頼時に選挙人名簿等の抄本の閲覧にあたっては、総務省の通知を踏まえた厳格な運用を行うように周知した。
		(2)犯罪被害者等に関する個人情報の保護に配慮した地域における犯罪発生状況等の情報提供の実施	警 察 本 部	地域住民自らが積極的に防犯対策を講ずる契機となるよう、犯罪被害者等の個人情報の保護に配慮し、各種広報誌、インターネットや携帯電話のメール機能等を利用し、身近な場所で多発している性犯罪やつきまとい、子供への声掛け、ひったくり等の発生状況等を発信します。	・個人情報の保護に配慮しながら、声掛け事案等について「県警あんしんメール」でタイムリーに情報発信したほか、交番等の広報紙等で警察署からの防犯情報等を配信し、犯罪発生状況等を県警ウェブサイトの「犯罪情報マップ」に掲載して、自主防犯活動や地域住民の個々の積極的な防犯活動の促進に努めた。
第4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	1 県民の理解の増進	(1)「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発活動の実施	くらし共生協働課 警 察 本 部	・「犯罪被害者週間(毎年11月25日から12月1日まで)」の周知に努めるとともに、市町村等と連携・協力し、当該週間に合わせて、犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を集中的に実施します。 ・被害者支援センター等との共催による「犯罪被害者支援フォーラム」を開催するなど啓発事業を実施します。	・令和5年11月25日、鹿児島中央駅において、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターが主催する犯罪被害者週間オープニングキャンペーンに参加した。 ・令和5年11月28日、かごしま県民交流センターにおいて、被害者支援センター主催により、犯罪被害者支援フォーラム2023inかごしまを開催した。 ・犯罪被害者週間中、県庁舎内、鹿児島市役所、商業施設等において、犯罪被害者等支援パネル展を実施した。 ・県政広報番組において、「犯罪被害者週間」に係る広報を実施した。 ・県内のスポーツ組織と連携し、公式戦における被害者支援広報活動を実施した。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第4	県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	(2) 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する広報啓発の実施 ア 医療関係者等に対する広報啓発の実施	くらし共生協働課	県産婦人科医会等が実施する研修等において、性犯罪等被害者を 含む犯罪被害者支援施策の周知を行います。	国からの性犯罪等被害者支援に関する情報等を県産婦人科医会を通じて、医療機関に情報提供を実施した。
		イ 犯罪被害者等支援に関わりの深い者に対する広報啓発活動の実施	くらし共生協働課 警察本部	犯罪被害者等支援に関わりの深い医療、福祉、教育及び法律関係 団体等の協力を得て、当該団体等に属する者に対し、犯罪被害者等が 置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等に関する広報啓発 活動を実施し、その理解の増進を図り、社会全体で犯罪被害者等を支 える気運の醸成を図ります。	・令和5年4月28日に鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会幹事会、令和5年6月6日に鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会を開催し、各会員との連携を強化した。 ・県下警察署において、被害者支援ネットワーク会議を開催し、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等支援の重要性等についての講話、事案を想定したシミュレーション訓練を実施するなど、関係機関・団体との連携を強化した。 ・令和5年4月26日、9月27日及び12月22日に犯罪被害者等支援に係る関係機関との会議に出席し、事案を想定したシミュレーション訓練を実施するなど、関係機関等と情報共有や意見交換を実施した。
		(3) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進 【再掲 1-2-(24)】 ア 潜在化しやすい犯罪被害者等に対する県民の理解の増進	くらし共生協働課 警察本部	「犯罪被害者支援フォーラム」や「くらし安全・安心県民大会」等の 様々な機会を通じて、性犯罪等被害者、犯罪被害に遭った児童等及 び障害者をはじめ被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が置かれてい る状況等を周知し、県民の理解の増進、社会全体で犯罪被害者等を支 える気運の醸成を図ります。	・令和5年11月28日、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターが主催し、県及び警察本部が共催する「犯罪被害者支援フォーラム2023inかごしま」において、被害が潜在化しやすい性犯罪被害者のための相談窓口「性犯罪被害相談窓口#8103(ハートさん)」や「性暴力被害者サポートネットワークかごしま(通称「FLOWER」)」の相談窓口を周知するための動画の放映や広報物等を配布し、県民の理解促進、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図った。 ・県警察において、犯罪被害者等が置かれている状況等を周知するために制作した被害者支援に係る広報動画を活用し、県民の理解の増進、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図った。 ・「性犯罪被害相談窓口#8103(ハートさん)」のポケットカード等を市役所等に配布し、トイレ等の目につきにくい場所に設置するよう依頼した。 【再掲1-2-(24)】
		イ 被害児童等に対する適切な対応ができる相談体制の充実	義務教育課 高校教育課 学事法制課	・被害児童生徒及びその保護者の相談等については、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。 ・24時間対応する「かごしま教育ホットライン24」やSNSによる相談・通報窓口、県総合教育センターなどの相談機関の周知を図ります。 ・私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など、相談体制の充実が図れるよう必要な情報提供等を行います。	・全公立学校にスクールカウンセラーを配置し、被害児童生徒及びその保護者の相談等について、教職員と連携して適切な対応につなげた。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童等の置かれた様々な環境の問題へ働き掛けて、児童等の支援を行った。 ・夜間・休日を含めて24時間いつでも相談できる体制を整備することにより、いじめ問題や不登校等への早期対応を図った。 なお、令和5年度の相談件数は、「かごしま教育ホットライン24」が2,937件、「SNSによる相談・通報事業」が相談311件、通報56件であった。 ・私立学校におけるスクールカウンセラー等の配置など相談体制の充実が図られるよう必要な情報提供等に努めた。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	1 県民の理解の増進	(4) 若年層に対する広報・啓発 ア 『『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール』への参加呼び掛け及び大学等との連携強化	警察本部 義務教育課 高校教育課 学事法制課	・命の大切さに関する自らの考えや意見等についての作文を募る『『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール』への参加を呼び掛けることにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努めます。 ・犯罪被害者等支援に係る社会参加活動に関する大学生の理解を増進するため、大学等との連携を強化し、大学生ボランティアの周知、活用及び活動への支援並びに大学生に対する犯罪被害者等支援に関する講義等を積極的に推進するとともに、広く県民の参加を募って犯罪被害者等による講演会を実施するなど、様々な機会を利用して、社会全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ります。	・県警察ウェブサイトやSNSを活用し、『『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール』の作品を募集する広報活動を実施した。 ・『『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール』において、警察庁長官官房犯罪被害者等施策推進課長賞を受賞した、県内の中学生の作品を、各種会議等で紹介し、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努めた。 ・県内の大学において、警察職員が心理学を専攻する学生に対して、被害者支援に関する教養を実施した。 ・命の大切さに関する自らの考えや意見等についての作文を募る『『大切な命を守る』全国中学・高校生作文コンクール』への参加を呼び掛けることにより、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の向上に努めた。
		イ 性犯罪等被害者支援に係る広報・啓発	くらし共生協働課	小・中・高等学校に性犯罪等被害者支援に係る啓発資料等を配布・情報提供することにより、児童生徒等の若年層に対する啓発に取り組めます。	各小・中・高等学校に対し、犯罪被害者等支援や「FLOWER」に関するポスター、リーフレットの配布を実施した。
		ウ 「若年層の性暴力被害予防月間」における啓発活動の実施	男女共同参画室	進学・就職などにより若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる4月に合わせ、若年層の人権尊重のための意識啓発活動を行います。	期間中に県庁やカクイクス交流センター(かごしま県民交流センター)において、ポスターを掲示。
		(5) SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動 【再掲 1-2-(11)】 ア 被害児童等に対する適切な対応ができる相談体制の充実	義務教育課 高校教育課	・被害児童生徒及びその保護者の相談等については、教職員及びスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が連携して適切に対応するよう指導助言を行います。 ・24時間対応する「かごしま教育ホットライン24」やSNSによる相談・通報窓口、県総合教育センターなどの相談機関の周知を図ります。	・全公立学校にスクールカウンセラーを配置し、被害児童生徒及びその保護者の相談等について、教職員と連携して適切な対応につなげた。また、スクールソーシャルワーカーを活用し、児童等の置かれた様々な環境の問題へ働き掛けて、児童等の支援を行った。 ・夜間・休日を含めて24時間いつでも相談できる体制を整備することにより、いじめ問題や不登校等への早期対応を図った。 なお、令和5年度の相談件数は、「かごしま教育ホットライン24」が2,937件、「SNSによる相談・通報事業」が相談311件、通報56件であった。
		イ 学校教育における情報モラル教育の推進	義務教育課 高校教育課	学習指導要領に基づき、情報モラル教育が着実に実施されるよう指導するとともに、情報モラル教育に関する研修の充実を図るなど、教職員の資質向上と意識の高揚に努めます。	学校における教育活動全体(授業、講演会等)を通じて、ネットいじめや不適切な動画の拡散、ネット犯罪の防止などについて指導するとともに、総合教育センターにおける教職員研修の充実を図り、教職員の資質向上を図った。
第5		ウ SNSを含むインターネット上の誹謗中傷を行わないための人権教育の推進	人権同和教育課	人権教育を推進する教職員の資質の向上を図り、児童生徒が人権意識をもってSNSを含むインターネットを利用できるよう、人権教育に係る各種研修会等の実施など、人権教育の充実に努めます。	・学校からの要請に応じて、令和4年度版の人権教育研修資料に掲載している「インターネットと人権侵害」の資料を活用し、教職員の理解促進を図った。 ・本課ホームページに「インターネットと人権侵害」に係るデジタル研修教材を掲載し、校内研修等で活用するよう指導している。 ・学校では、「インターネットによる人権侵害」について教職員が校内研修(85.2%)で取り組んだり、児童生徒が学習(85.7%)したりしている。 【再掲 1-2-(11)】

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
4	県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	エ 人権意識をもったインターネット利用の啓発活動の推進	人権同和対策課	県民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉などの人権に関する正しい理解と認識を深め、人権意識をもってインターネットを利用することができるよう、関係機関と連携して啓発活動を積極的に推進します。	県民に様々な人権問題に関する認識や理解を深めてもらうため、人権啓発パンフレットを作製した。(9,000部) また、人権啓発ポスターを作成し、行政機関、学校、企業等に配布した。(2,900枚) 【再掲 1-2-(11)】
		オ インターネット上での人権侵害行為への対応	人権同和対策課	インターネット上での人権を侵害する書き込みや性的画像の掲出等については、関係機関と連携・協力し、削除要請等の対応を行います。	担当職員による、掲示板等における個人情報の掲載や誹謗中傷の書き込みについてモニタリングを実施した。(2件削除要請) 【再掲 1-2-(11)】
		(6) 犯罪被害者等施策の関係する特定期間における広報啓発活動の実施 ア 「犯罪被害者週間」に合わせた集中的な啓発活動の実施 【再掲 4-1-(1)】	くらし共生協働課 警察本部	・「犯罪被害者週間(毎年11月25日から12月1日まで)」の周知に努めるとともに、市町村等と連携・協力し、当該週間に合わせて、犯罪被害者等への理解の増進を図るための広報啓発活動を集中的に実施します。 ・被害者支援センター等との共催による啓発事業を実施します。	・令和5年11月25日、鹿児島中央駅において、公益社団法人かごしま犯罪被害者支援センターが主催する犯罪被害者週間オープニングキャンペーンに参加した。 ・令和5年11月28日、かごしま県民交流センターにおいて、被害者支援センター主催により、犯罪被害者支援フォーラム2023inかごしまを開催した。 ・犯罪被害者週間中、県庁舎内、鹿児島市役所、商業施設等において、犯罪被害者等支援パネル展を実施した。 ・県政広報番組において、「犯罪被害者週間」に係る広報を実施した。 ・県内のスポーツ組織と連携し、公式戦における被害者支援広報活動を実施した。 【再掲4-1-(1)】
		イ 「若年層の性暴力被害予防月間」における啓発活動の実施 【再掲 4-1-(4)-ウ】	男女共同参画室	進学・就職などにより若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる4月に合わせ、若年層の人権尊重のための意識啓発活動を行います。	期間中に県庁やカクイクス交流センター(かごしま県民交流センター)において、ポスターを掲示。
第4		ウ 毎年11月の「女性に対する暴力をなくす運動」における広報啓発活動の実施	男女共同参画室	女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)を中心とした啓発活動を行います。	・令和5年11月12日、鹿児島中央駅前広場において、街頭キャンペーンを実施。 ・期間中にアミュランや甲突川橋梁、鶴丸城御楼門において、パープル・ライトアップを実施。 ・期間中に県庁やカクイクス交流センター(かごしま県民交流センター)において、パネル展示やパープルリボンツリーを設置。 ・令和5年11月17日、暴力被害者支援セミナーを開催。 ・令和5年11月21日、女性弁護士による女性のための法律110番を実施
		エ 全国交通安全運動期間を中心とした各種啓発事業の実施	くらし共生協働課	春・秋の全国交通安全運動期間中及び夏・年末年始の交通事故防止運動期間中に、各種の啓発事業が交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解と協力を得ながら展開されるように努めます。	各季の交通安全運動期間やあらゆる機会を通じ、交通事故防止と併せて交通事故被害者等に対する県民の理解の増進、被害者等を支える気運の醸成を図るための広報啓発活動を実施した。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	1 県民の理解の増進	オ 人権週間等を中心とした啓発事業の実施	人権同和対策課	「人権同和問題啓発強調月間」(8月)及び「人権週間」(12月4日～10日)を中心に、様々な広報媒体を活用し、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を求めるため、啓発冊子の配布等の広報啓発活動を実施します。	県民に様々な人権問題に関する認識や理解を深めてもらうため、人権啓発動画及びラジオ広告素材を作成し、8月の人権同和問題啓発強調月間、12月4～10日の人権週間の期間中に、各種放送媒体を利用した啓発を行った。 【強調月間(8月)】テレビ:56本(民放各局)、ラジオ:32本(2放送局)、其他媒体 【人権週間(12/4～10)】テレビ:20本(民放各局)、ラジオ:11本(2放送局)、其他媒体
		カ 毎年11月の「児童虐待防止推進月間」における広報啓発活動の実施	子ども福祉課	児童虐待の発生予防及び早期発見を促進するために、県全域において、各種の広報啓発活動を行い、児童虐待防止への県民の関心を喚起し、地域全体で見守る気運を醸成します。	児童虐待の発生防止・早期発見を促進するためにオレンジリボン街頭キャンペーンを実施した(令和5年11月)。
		(7)様々な広報媒体を通じた犯罪被害者等施策に関する広報の実施	警察本部 くらし共生協働課	・被害者支援センター等の関係機関・団体と連携し、街頭キャンペーン等の広報啓発活動を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や当該状況を踏まえた施策実施の重要性等について周知に努めます。 ・警察庁作成の広報啓発用パンフレット「警察による犯罪被害者支援」の配布、ウェブサイト上の犯罪被害者等施策の掲載等により、犯罪被害者等施策について周知するとともに、スマートフォン等からのアクセスが可能なSNS等の各種広報媒体の活用を図るなど、犯罪被害者等支援に関する県民の理解増進に努めます。	・各種キャンペーンにおいて、関係機関・団体と連携し、犯罪被害者等支援に関するチラシ、リーフレット等の配布による広報啓発活動を実施した。 ・各種イベント等において、犯罪被害者遺族の手記等のパネル展を実施した。 ・県政広報番組及びFMラジオにおいて、「犯罪被害者週間」に係る広報活動を実施した。 ・「ひまわりの絆プロジェクト」を通じて、被害者支援に係る広報活動を実施した。 ・県警察ウェブサイトやSNSを通じた、被害者支援に係る情報発信活動を推進した。
		(8)県民の理解の増進を図るための情報提供の実施	くらし共生協働課	「犯罪被害者支援フォーラム」や「くらし安全・安心県民大会」等の様々な機会を通じて、県民が犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深めるための広報に努めます。	令和5年11月28日に開催した犯罪被害者支援フォーラム2023inかごしまや各種イベント等において、犯罪被害者等に対する理解の増進、犯罪被害者等を支える気運の醸成を図るための広報啓発活動を実施した。
第4 県民の理解の増進	1 県民の理解の増進	(9)調査の結果の公表等を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての県民の理解の増進	警察本部	犯罪被害者等に関する調査研究を実施した場合には、当該調査研究の結果を公表するなどして、犯罪被害者等が置かれている状況について県民の理解を増進するための広報啓発活動に活用します。	「命の大切さを学ぶ教室」の受講生を対象にしたアンケートを実施し、アンケートの調査結果については、県警察ウェブサイトに掲載した。
		(10)交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解増進	警察本部	警察庁において交通事故被害者等の手記をとりまとめた冊子、パンフレット等を交通安全講習会で配布するほか、イベント等において交通事故被害者等による講演を実施するとともに、運転者等に対する各種講習の中で交通事故被害者等の切実な声が反映されたビデオ、手記等の活用等により、交通事故被害者等の現状等に関する県民の理解増進に努めます。	・安全運転管理者及び運行管理者に対する講習時における交通事故被害者等の手記の朗読や遺族の切実な声が反映されたDVDを視聴させることにより、被害者の現状等に関する県民の理解促進に努めた。 ・更新時講習の違反講習並びに初回講習及び違反者講習において、交通死亡事故発生による被害者及び加害者に与える影響等について映像で紹介し、講習対象者に対する交通事故被害者等の現状、交通事故の惨状等に関する理解の増進に努めた。
		(11) 交通事故の実態及びその悲惨さについての理解の増進のための交通事故データの公表 ア 交通事故に関するデータの公表	警察本部	事故類型、年齢層別等交通事故に関する様々なデータの公表等により、交通事故の惨状等に関する県民の理解増進に努めます。	交通事故に関するデータを定期的に公表し、交通事故の惨状等に関する県民の理解促進に努めた。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
増進と配慮・協力の確保への取組		イ 市町村交通安全施策担当課に対するデータの提供	くらし共生協働課	交通安全施策を所管する各市町村担当課を対象に県内及び各市町村における交通死亡事故を含む統計や事故類型、年齢層別等交通事故に関するデータを提供し、その実態等について各市町村と連携して県民への周知を図ります。	毎月、警察本部から情報提供を受ける「交通事故統計分析表」について各市町村に提供し、情報共有を図った。
	2 学校における教育	(1)学校における生命のかけがえのなさ等に関する教育の推進	義務教育課 高校教育課 人権同和教育課	・学習指導要領に基づき道徳教育の充実について指導するとともに、教材やリーフレット等を配布するなどして道徳科の授業の充実を図り、自他の生命を尊重する心の育成を重視した教育を推進します。 ・お互いが人格や個性を尊重し、自他を大切にする実践的態度を養うために、人権に関する知的理解を深めるとともに人権感覚の育成を図ります。 ・モデル校を指定し、「SOSの出し方に関する教育」や「SOSの受け止め方」の研修等を行うとともに各学校でこれらが実践されるよう啓発します。	・令和5年度は、小学校2校、中学校6校をモデル校に指定し、「SOSの出し方に関する教育」や「SOSの受け止め方」の研修等を行うとともに各学校でこれらが実践されるよう啓発に努めた。 ・お互いが人格や個性を尊重し、自他を大切にする実践的態度を養うために、県指定「子どもの人権プロジェクト推進校」24校に指導主事を年3回派遣し、教職員向けの研修、児童生徒向けの人権教室、保護者向けの講演などを行い、人権に関する知的理解を深めるとともに人権感覚の育成を図った
第4 県民の理解の増進と配慮・は		(2)学校や地域における犯罪被害者等の人権問題を含めた人権教育の推進	義務教育課 高校教育課 人権同和教育課 社会教育課 学事法制課	・人権教育教職員研修会や人権教育管理職研修会、人権教育指導者育成研修会等の実施や人権教育資料の作成などを通して、様々な人権課題に対する教職員の正しい理解と認識を深め、人権意識の高揚を図るとともに、人権尊重の視点に立った学校づくりに努めます。 ・人権教育指導者研修会、人権教育ブロック別指導者研修会及び人権教育調査研究を実施し、人権問題について正しい理解と認識を深め、社会教育における人権教育の充実にも努めます。 ・犯罪被害者等の人権問題を含め、人権啓発研修等への積極的な参加を促進するとともに、研修の成果を法人・学校全体で共有するなど、人権教育により一層の充実について依頼等を行います。	・犯罪被害者等の人権問題を含め、人権啓発研修等への積極的な参加を促進するとともに、研修の成果を法人・学校全体で共有するなど、人権教育のより一層の充実について依頼等を行った。 ・人権教育指導者研修会(37人、オンライン53人)、人権教育ブロック別指導者研修会(639人)及び人権教育調査研究(14市町村)を実施し、人権問題について正しい理解と認識を深め、社会教育における人権教育の充実にも努めました。 ・人権教育教職員研修会(544人)や人権教育管理職研修会(319人)、人権教育指導者育成研修会(97人)等を実施し、教職員の正しい理解と認識を深めるとともに人権意識の高揚を図り、人権尊重の視点に立った学校づくりを推進した。
		(3)学校における犯罪被害等支援・犯罪抑止教育等の充実 ア 学校における犯罪被害者等支援・犯罪抑止教育等の充実	義務教育課 高校教育課	小・中・高等学校において、教職員に対し、犯罪被害者等支援対策の必要性を周知するとともに、犯罪抑止のための教育を推進します。	小・中・高等学校の教職員に対し、「犯罪被害者支援標語募集」等の趣旨を周知することで、犯罪被害者等への支援の必要性を啓発するとともに、各学校における犯罪防止のための教育の推進を図った。
	2 学校における教育	イ 学校教育における非行防止教室の開催などの促進	高校教育課	生徒指導部が中心となり、新聞記事や具体的な事例、外部からの情報提供や苦情等の機会を捉えて、非行防止に関する指導や呼びかけを行うとともに、所管の警察署等による講話等の協力を得るなど指導を行います。	新聞記事や外部からの情報提供や苦情等の機会を捉えて、非行防止に関する指導や呼びかけを行い、所管の警察署等による講話
		ウ 講師派遣や情報提供	くらし共生協働課	教職員に対する各種研修等において、犯罪被害者等支援に関する講師の派遣や資料の提供などの情報提供に努めます。	令和5年5月2日から6月8日までの間にオンデマンド方式開催された管理職研修会において、新任校長、教頭に対し、犯罪被害者等支援に関する説明、情報提供を実施した。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
協力の確保への取組	教育	(4) 児童生徒を対象とした暴力抑止のための参加型学習への取組	社会教育課 義務教育課 高校教育課	・ジュニア・リーダー研修会で人権教育の充実に努めます。 ・各学校において、1・2学期に「いじめ問題を考える週間」を設定し、児童生徒が主体的にいじめ問題を考え議論する取組を推進します。 ・「鹿児島県いじめ問題子供サミット」を開催し、県内の児童生徒が相互に交流する活動を通していじめ問題について共に考える機会とし、自主的にいじめ防止に取り組む契機とします。	・ジュニア・リーダー研修会(33人)において、参加型学習により、人権の大切さを考えさせるとともに、人権を尊重する態度を主体的に学べるよう、参加型学習を実施しました。 ・全ての公立学校の全学級において、1・2学期に「いじめ問題を考える週間」を設定し、いじめ撲滅宣言や標語作成など、児童・生徒会による児童生徒の主体的な活動を取り入れた取組を実施した。 ・県内の児童生徒が相互に交流する活動を通して、いじめの防止について共に考える、「鹿児島県いじめ問題子供サミット」を実施した。
		(5) 性犯罪等対策に関する教育の推進	義務教育課 保健体育課	・小・中・高等学校の保健体育や特別活動の時間等において、性に関する指導や性犯罪に関する学習を実施するよう指導するとともに、学習に関する教材や資料等の情報を提供するなどして啓発を行います。 ・性犯罪等に関する教育を推進するために、研修を充実させ、教職員の意識の高揚に努めます。	地区別生徒指導連絡協議会等において、管理職及び生徒指導担当者等に対して、性犯罪等に係る研修を行うなどして、各学校の取組の充実につなげた。
		(6) 家庭における命の教育への支援の推進	社会教育課	・家庭教育学級長等研修会において、人権学習の実施及び市町村教育委員会主催の家庭教育学級・公民館講座等での人権学習の実施を通して、命の教育を含めた人権教育の充実に努めます。	家庭教育学級長等研修会を始良・伊佐会場、大島会場で実施し、それぞれ147人、61人の参加者を得ました。市町村の各学校において、家庭教育学級等で人権教育の学びを取り入れ、人権教育の充実に努めました。
第4 県民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組	2 学校における教育	(7) 犯罪被害者等による講演会の実施	警察本部 義務教育課 高校教育課 学事法制課	中学生・高校生等を対象に犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の醸成に努めます。	中学生・高校生等を対象に犯罪被害者等が講演者となり、子供を亡くした親の思いや生命の大切さ等を直接生徒に語りかける講演会「命の大切さを学ぶ教室」の周知を行い、犯罪被害者等への配慮・協力意識の醸成や次世代を担う者の規範意識の醸成に努めた。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
第5 刑事手続への関与拡充への取組	1 刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等	(1) 告訴・告発, 被害届等の適切な受理	警 察 本 部	・犯罪被害者等からの被害の届出や告訴・告発について, 迅速な受理に努めるなど, 適切に対応します。 ・事案の状況に応じ, 加害者に対する指導や警告による被害拡大防止について検討するとともに, 捜査以外の部門や他の関係機関による対応が適切なものについては確実に引き継ぐなど必要な措置を講じます。	教養資料の発出等により警察職員への指導を徹底し, 被害届や告訴・告発の迅速な受理に係る取組を推進した。 また, 必要に応じて加害者に対する警告や指導を実施し, 被害拡大防止の措置を講じた。
		(2) 医療機関における性犯罪等被害者からの証拠採取等の促進	警 察 本 部	産婦人科医会等とのネットワークを活用するなどして, 性犯罪被害者からの証拠資料の採取の方法を医師等に教示するとともに, 捜査に支障がない範囲で, 医療機関等で採取した証拠資料の鑑定状況に関する情報を提供します。	被害から間もない性犯罪被害者からの証拠資料の採取について, 医療機関や医師の理解と協力のもと, 被害認知時における迅速かつ適切な対応を実施した。
		(3) 日本司法支援センターとの連携と情報提供	くらし共生協働課	日本司法支援センター(法テラス)との連携を図り, 弁護士相談や損害賠償請求相談を希望する被害者に対して, 日本司法支援センターによる民事法律扶助制度を紹介するなど周知を図ります。	鹿児島県犯罪被害者等支援連絡協議会や九者会議を通じて, 日本司法支援センター(法テラス)との連携を図り, 交通事故被害者等に対して, 民事法律扶助制度の紹介をするなど, 周知を図った。
		(4) 刑事手続等に関する情報提供の充実 【再掲 1-2-(20)】	警 察 本 部	刑事手続等や関係機関・団体による犯罪被害者等の保護・支援のための制度等について, 分かりやすく取りまとめた「被害者の手引」を犯罪被害者等に交付し, 早期の情報提供に努めます。	犯罪被害者等のための制度や相談窓口等を周知するため, 「被害者の手引」を作成し, 犯罪被害者等に交付するとともに犯罪被害者等に対する適切な説明や配慮に努めた。 【再掲1-2-(20)】
第5 刑事手続への参加	1 刑事に関する手続への参加	(5) 司法解剖等に関する遺族への適切な説明等	警 察 本 部	検視及び司法解剖に関するパンフレットの作成・配布により, 遺族に対し, その目的・手続等に関する適切な説明を実施するとともに, 遺族の心情に配慮した対応に努めます。	・司法解剖の際には, 捜査員が遺族用パンフレットを活用するなど, 遺族の心情に配慮した丁寧な説明を実施した。 ・司法解剖後の遺体について, 遺族等の経済的負担や心情に配慮し, 制度に基づく遺体搬送に係る公費負担を実施した。
		(6) 犯罪被害者等の意向を踏まえた証拠物件の適正な返却又は処分	警 察 本 部	警察において, 証拠物件の証拠価値の保全に努めるとともに, 検察庁と連携し, 捜査上留置の必要がなくなった証拠物件については, 当該証拠物件の還付方法について犯罪被害者等の意向を踏まえた上で返却又は処分するよう努めます。	・証拠物件の証拠価値の保全に努めるとともに, 検察庁と連携し, 捜査上留置の必要がなくなった証拠物件の速やかな還付等に努めた。 ・証拠物件や遺品等の還付については, 遺品等返還用袋を活用し, 犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めた。

節	施策	施策名	担当課(室)	施策の内容	令和5年度施策の取組状況
机への関与拡充への取組	加の機会を拡充するための制度の整備等	(7) 捜査に関する適切な情報提供等	警 察 本 部	・捜査への支障などを勘案しつつ、犯罪被害者等の要望に応じて捜査状況等の情報提供に努めます。 ・被害者連絡責任者及び被害者連絡担当係を指定し、犯罪被害者等に対する連絡の実施状況を把握するとともに、連絡が確実に行われるよう、必要な措置を講じます。 ・被害者連絡等を通じて把握した犯罪被害者等の状況や要望のうち、他の関係機関や民間被害者支援団体と共有が必要のあるものについては、犯罪被害者等の同意を得て情報提供を行うなど、関係機関・団体との連携を図ります。	・被害者連絡制度の対象事件について、通達に基づき、被害者連絡責任者等の指定等を行い、被害者連絡制度の適切な運用に努めた。 ・犯罪被害者等の要望に応じて、犯罪被害者等の同意を得た上で、犯罪被害者等の相談内容等を被害者支援センターをはじめとする関係機関・団体に情報提供し、犯罪被害者等の精神的負担の軽減に努めた。
		(8) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進等	警 察 本 部	重大・悪質な交通事故事件等については、捜査経験の豊富な交通事故事件捜査統括官及び交通事故の科学的分析に関する研修を積んだ交通事故鑑識官が事故現場に赴いて客観的証拠の収集等の捜査指揮を行うなど、適正かつ緻密な交通事故事件捜査を推進します。	県内で発生した死亡事故等に、交通事故事件捜査統括官及び交通事故鑑識官が積極的に臨場し、捜査を統括するとともに、現場における実況見分や鑑識活動及び捜査員に対する指導・助言を行うなど、適正な捜査を推進した。